

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市長の施政方針説明
- 日程第 5 議案第 1号 上天草市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2号 上天草市市長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3号 上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4号 上天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 6号 上天草市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 7号 上天草市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 8号 上天草市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第 9号 上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 上天草市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 上天草市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 上天草市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び上天草市浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第16号 上天草市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 上天草市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 上天草市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 上天草市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 上天草市図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 上天草市立上天草総合病院職員の特殊勤務手当の支給に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 上天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 平成 1 9 年度上天草市一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 平成 1 9 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 平成 1 9 年度上天草市老人保健医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 平成 1 9 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 平成 1 9 年度上天草市国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 平成 1 9 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 平成 1 9 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 平成 1 9 年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 平成 1 9 年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 平成 2 0 年度上天草市一般会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 3 号 平成 2 0 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第 3 8 議案第 3 4 号 平成 2 0 年度上天草市老人保健医療特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 5 号 平成 2 0 年度上天草市診療所特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 6 号 平成 2 0 年度上天草市国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）予算
- 日程第 4 1 議案第 3 7 号 平成 2 0 年度上天草市介護保険特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第 3 8 号 平成 2 0 年度上天草市斎場特別会計予算
- 日程第 4 3 議案第 3 9 号 平成 2 0 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予算
- 日程第 4 4 議案第 4 0 号 平成 2 0 年度上天草市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 4 5 議案第 4 1 号 平成 2 0 年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算
- 日程第 4 6 議案第 4 2 号 平成 2 0 年度上天草市地域開発事業特別会計予算

- 日程第47 議案第43号 平成20年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算
日程第48 議案第44号 平成20年度上天草市水道事業会計予算
日程第49 議案第45号 平成20年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算
日程第50 議案第46号 天草広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更について
日程第51 議案第47号 あらたに生じた土地の確認について
日程第52 議案第48号 字の区域の変更について
日程第53 議案第49号 あらたに生じた土地の確認について
日程第54 議案第50号 字の区域の変更について
日程第55 議案第51号 湯島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第56 議案第52号 星平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第57 議案第53号 和解及び損害賠償の額の決定について
日程第58 議案第54号 市道路線の認定について
日程第59 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第60 発議第1号 上天草市議会議長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第61 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について
-

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(25名)

議長 渡辺 稔夫		
1番 高橋 健	2番 小西 涼司	3番 島田 光久
4番 新宅 靖司	5番 川口 望	6番 田中 万里
7番 塩田 真一	8番 山口 安彦	9番 北垣 潮
10番 東川 義勝	11番 園田 一博	12番 堀江 隆臣
13番 佐藤ユミ子	14番 窪田 進市	15番 田中 豊八
16番 津留 和子	17番 瀬崎 秀輝	18番 寄口 大和
20番 渡辺 勝也	21番 田中 勝毅	22番 藤川 勝久
23番 山崎 哲哉	24番 蔭塚 安親	25番 須崎 正造

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(1名)

19番 桑原 千知

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市	長	川端 祐樹	収 入 役	本田 明男
総 務 部	長	川本 一夫	企 画 観 光 部 長	石炭 芳邦
建 設 部	長	鬼塚 憲雄	健 康 福 祉 部 長	川下 伸一
市 民 環 境 部	長	福田 富雄	農 林 水 産 部 長	永森 文彦
教 育 部	長	山下 秀幸	病 院 事 業 管 理 者	樋口 定信
龍ヶ岳統括支所長		田中 義人	姫 戸 統 括 支 所 長	木下 文宣
水 道 局	長	鍬田 成朗	上 天 草 総 合 病 院 事 務 長	松本 精史
財 政 課	長	永森 良一	総 務 課 長	成田 好

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	村田 一安	局 長 補 佐	村枝 誠二
参 事	前方 正広		

開会 午前10時00分

○議長（渡辺 稔夫君） おはようございます。

これより平成20年第1回上天草市議会定例会を開会いたします。今議会は1年の計を決める大事な議会でございます。皆さん方の御審議方よろしくお願い申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡辺 稔夫君） 日程第1、会議録署名の議員を指名いたします。

会議録署名議員に14番、窪田進市君、15番、田中豊八君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（渡辺 稔夫君） 日程第2、会期の決定については、去る2月12日及び26日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議されておりますので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（堀江 隆臣君） 私事でございますけれども、きょうこの席に立てないかもと心配しておりましたけれども、無事社会復帰を果たしまして、御心配をおかけしました。また、皆さんに大変お心遣いを感謝しております。ありがとうございました。

平成20年第1回上天草市議会に当たり、議会運営委員会を去る2月12日及び26日に開きまして会期日程等について協議しておりますので、その結果について御報告を申し上げます。

まず、2月12日に協議した結果を報告いたします。この日は、主に第1回定例議会の会期日程の素案について検討しました。開会は3月4日、閉会は19日とする案で内定しましたが、詳細についての最終決定は一般質問の通告人数や常任委員会の開催予定日が不確定なことから、次の委員会に持ち越しました。

次に提出予定議案につきまして、執行部からこの時点で条例21件、予算23件、その他9件の合計53件があり、簡単な報告を受けております。

次に議長の諮問事項が4件ございましたので協議をいたしました。まず熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について、市議会議員枠で今回八代市の議長交代による欠員が生じ、2名の方が立候補され選挙が実施されることになりました。そこで選挙をいつにするのか協議をしまして、開会日4日の最後に実施するという事で決定をいたしました。

次に上天草市農業委員の推薦について協議をいたしました。議会へは前回の4名から2名減の2名の推薦依頼があり、農業委員会事務局長から現状や意向の聞き取り調査をした結果、定例会中に全員協議会で検討し、推薦をすることで決定をいたしました。

次に議員の期末手当削減に関する条例改正について協議し、今期定例会に議会運営委員会で議員発議として議案を上程することにいたしました。お手元に配付のとおりでございます。

次に市の組織再編に伴う常任委員会の所管についてですが、事務局より説明を聞いて協議しましたが、まだまだいろんな意見等を聞き検討を要するとのことで次回へ継続をすることにいたしました。

次に、2月26日の報告をいたします。会期につきましては、本日3月4日が開会、提案理由説明。5日は議案研究のため休会。6日は議案質疑及び委員会付託。7日から9日は休会。一般質問を当初10日から12日までの三日間を予定しておりましたが、質問通告者が10人で、11日は市内各中学校の卒業式もあり休会といたしました。13日には建設常任委員会と文教厚生常任委員会の2委員会の開催。14日には総務常任委員会と農林水産常任委員会の2委員会を開催し、15日から18日までは休会。19日を最終日として委員長報告、採決、閉会とすることに決定をいたしました。

次に提案された56件の議案及び請願、陳情等について付託委員会を含めて検討し、審議の結果、全議案、本議会に上程することに決定いたしました。なお、諮問第1号及び発議第1号については委員会付託を省略し、本日本会議で議決するように決定いたしました。

次に継続審議としていた上天草市行政組織条例の一部を改正する条例が可決した場合に伴う常任委員会の所管について、事務局より再度説明を聞いてその対応を協議いたしました。まず、企業誘致課の所管部門ですが、現在の状況は総務常任委員会に属しており、1年後には再度委員会の改変が必要となることから、この1年間は総務常任委員会の所管とすることで結論を見ました。統括支所及び窓口センターの取り扱いについては、審議の結果、所管を総務常任委員会から文教

厚生常任委員会へ移管することにいたしました。次に、農林水産課に所属する漁港関連ハード部門が建設課に移管されることに伴い、この関係部門は建設常任委員会へ変更することとし、また農林水産部の名称が経済振興部に変更されるということですが、議会の委員会名称は変更せず、農林水産常任委員会のみで行くということで結論に達しました。

以上が委員会で審議した内容と結果ですが、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、議会運営委員会として閉会中の継続審査の申し出をすることを決定しましたことを御報告申し上げまして委員長報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺 稔夫君） ただいまの委員長報告どおり決定したいと思います、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は委員長報告どおり16日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（渡辺 稔夫君） 日程第3、諸般の報告。

議事に入ります前に、御報告申し上げます。全国離島振興市町村議会議長会第26回定期総会と第95回共済会代議員会に出席しましたので、その概要について御報告いたします。

全国離島振興市町村議会議長会第26回定期総会は、東京都の全国町村議員会館で2月7日午後3時から開催され、平成20年度離島振興対策及び予算説明について国土交通省離島振興課の福島課長から事業概要の講演が行われました。引き続き会長あいさつ等の開会行事の後議事に入り、平成19年7月から12月までの会務報告がありました。次に平成18年度決算と平成20年度事業計画及び予算について説明があり、審議の結果、全会一致で承認し、閉会をいたしました。

次に第95回共済会代議員会の概要について御報告いたします。代議員会は2月8日午後1時30分から東京都の都市センターホテルで開催され、会長あいさつの後、19年6月から20年2月までの事務報告ならびに平成19年度上半期経理状況及び監査結果について報告があり、その後審議に入りました。現議案が19年度事業計画及び予算案についてであり、審議の結果、異議なく全会一致で可決決定し、閉会いたしました。

次に、平成19年11月から20年1月分の例月出納検査結果報告書が提出されましたので、議会事務局に保管してあります。必要な方は御閲覧願います。

以上、御報告申し上げます。

ここで、市長からの発言の申し出がありますのでこれを許可します。

市長。

○市長（川端 祐樹君） おはようございます。議長からお許しをいただきましたので、諸般

日程第4 市長の施政方針説明

○議長（渡辺 稔夫君） 日程第4、市長の施政方針説明。

ここで市長から施政方針説明がありますので御清聴願います。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 平成20年3月定例市議会の開催に当たり、市政に対する所信を申し上げます。

上天草市は合併して4年が経過しようとしています。この間、市政の大きな混乱もなく行政の運営ができますことは、議員各位を初め市民の皆様方の御支援の賜物と深く感謝申し上げます。昨年4月市長に就任し10カ月が経過いたしました。市政運営の基本に再生と自立を掲げ、財政危機を乗り越え未来志向で豊かな自治体を目指しながら、山積する行政課題の解決に取り組み、市民生活の向上のため邁進してまいりました。

さて、地方公共団体を取り巻く環境はかつてないほどのスピードと規模で変革の波が押し寄せ、本市においても地域間格差と地方分権の進展の中で新しい運営形態を模索し、市政運営する必要性に迫られています。そのような中、投資は依然として財政再建が最重要課題であり、引き続きリバイバルプラン、財政健全化計画を強力に推進し、行財政改革断行のもと未来に責任の持てる自治体への基礎づくりを行います。

一方、平成20年度より市政運営の軸足を経済振興にも振り向けます。年々人口が減少し、市の活力が低下する過疎化の解消に向けて組織再編を実施し、本市の経済全般にわたる経済振興に取り組みます。厳しい財政状況の中ではありますが、明るい未来、心豊かな生活が実感できる上天草市を築くため、職員一丸となって市民の皆様方の期待にこたえるよう取り組んでまいります。

高校再編につきましては、2006年7月熊本県教育委員会の県立高校の再編整備計画第1次素案、2007年5月の第2次素案公表を受け、地域あるいはPTA等の諸団体において協議を進めてきたものの、依然として地域住民からの反発は大きいものがあることから、今後は大矢野高校及び松島商業高校の両校存続の方針で挑んでまいりたいと思います。これから両校存続に向け関係団体と連携し、熊本県教育委員会に対し強く要望してまいります。市議会を初め市民の皆様方の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

次に各部門の振興方針について申し上げます。

まず総務部門でございます。今年度の組織再編としましては、農林水産部を経済振興部に改め、企業誘致課を新設し、雇用の場と所得の向上につながる企業支援に取り組んでまいります。また、市民環境部を市民生活部に改め、統括支所、窓口センター、出張所を総務部より移管し、市民が利用しやすい迅速な事務処理体制の構築を図ってまいります。

税務の課税業務につきましては、平成21年度に実施される固定資産評価基準の見直しに伴い、本年度はその評価基準地調査を実施いたします。あわせて雑種地の評価基準見直しを実施し、固定資産評価の適正化と均衡化を確保してまいります。徴収事務につきましては昨年に引き続き県との相互派遣職員と併任徴収を行い、市税等の増収に取り組んでまいります。

自治基本条例、仮称でございますが、の策定につきましては、本年度より職員による庁内協議の上、学識経験者及び市民参加型による検討委員会を設立し策定に向け取り組んでまいります。

防災行政無線につきましては、昨年12月に運用開始となりました。上天草市全域の家庭に個別受信機が設置され、これまで不便を強いられておりました松島、姫戸地区が解消されました。また、本年度は龍ヶ岳庁舎に防災行政無線デジタル操作卓を設置し、災害時の対応に備えてまいります。

また、安心安全な街づくりの取り組みとしましては、自主防災組織の結成をさらに進め、防災意識の高揚に努めるとともに、通学路等の防犯灯の設置に取り組んでまいります。

人材育成では、本年度、熊本県へ研修生4人、内閣府へ研修生1人、東京財団の招聘による研修生1人の若手職員6人を派遣し、職員研修の充実を図り、質の高い人材や専門分野に精通した職員の育成に取り組み、職員のレベルアップを図ってまいります。

次に企画観光部門でございます。九州新幹線全線開業まであと3年となりました。官民一体となった地域振興協議会もそれぞれのテーマに沿って具体的な動きを取り始めています。今年度はさらにこの動きを加速させていきます。Uターン、Jターン、Iターンの皆様がこの上天草へ来ていただけるような仕組み、組織をつくってまいります。ホームページに体験談を掲載していただいた皆様方とともに、仮称ですが上天草市移住者会をつくってみたいと考えています。そこでは大いに上天草市を自慢してもらい、外へ向けて情報発信してまいります。

大矢野地区のバス運行につきましては、本年10月をめどに大きく見直します。大矢野地区のバス運行は開業以来、JR三角駅との連絡を目的に運行してまいりました。しかし自家用車の普及により、今のバス利用者の形態はかわってきています。公共交通機関としてのバスのあり方を考えるとき、市内の循環運行に方向転換することが利用者へのサービス向上につながるものと考えます。すべての路線がさんばーるをターミナルとすることにより、市内循環バス、三角駅方面へのシャトルバスという県内のほかの地域でも類のない形態に再編いたします。今後、経路や運行回数、運賃の詰めをしながら、より利用しやすいバスの運行へ再編してまいります。

13地区のまちづくりにつきましては引き続き推進してまいります。本年度はほぼ全地区において事業に取りかけられるものと思われまます。

情報化推進につきましては、庁内機器のリプレースを円滑に行い、事務効率化に努めてまいります。

また、学童安心安全システムにつきましては今年度も引き続き実施してまいります。

観光振興につきましては、雇用の創出や消費拡大など地域産業への経済的波及効果も大きいことから、観光協会や旅館組合など関係団体と連携をとりながら振興を図ってまいります。また、上天草市全体の観光物産の宣伝や観光客の誘致等を推進するため、仮称ではありますが、上天草市観光物産協会を設置したいと考えています。

商工業の振興につきましても、関係機関や地元商工会と密接な連携のもと、商工業の振興に取り組んでまいります。特に中小企業者に対し経営基盤の安定と育成のため、中小企業短期融資や

利子補給事業などの制度資金は引き続き実施いたします。また、雇用の確保につきましては企業誘致課と連携を図りながら、求職活動をされる皆様方の利便性と情報提供などの支援コーナーの設置を考えています。

海運業の振興につきましては、燃料の高騰など厳しい環境にあります。船主組合や海運組合と協議連携の上、振興を図ってまいります。

次に市民環境部門でございます。市民窓口業務につきましては、住民票、戸籍等の証明書の交付、国民年金の支給申請、市民税等各種の税、水道料金などの収納事務、交通安全の推進や相談事項への対応など、住民サービスの向上を図り、迅速かつ的確な事務処理により質の高いサービスを提供できるよう取り組んでまいります。昨年からの電話予約による時間外での証明書等の交付につきましても実施中でございます。今後もこのようなサービスの拡充とあわせ、1カ所の窓口で必要な要件が済まされるワンストップサービスの実現に向け取り組んでまいります。

男女共同参画社会の推進につきましては、昨年、基本構想から行動計画ができあがりましたので、本年度は条例の制定、男女平等参画宣言都市の記念大会を開催して意識の啓発活動を積極的に行い、より一層の意識改革の促進を図ってまいります。

環境衛生業務につきましては、今後も地域の豊かな自然景観を保全し、環境衛生対策や一般廃棄物及び家庭排水の適正な処理対策を充実させ、生活環境保全を確保するとともに、河川、海域など公共用水域の汚染防止に努めてまいります。推進に当たっては、行政区、各種団体などと連携した不法投棄の監視を強化し、クリーン作戦などボランティア活動の支援を受けて対処してまいります。

廃棄物発生抑制対策につきましては、ごみの減量化対策と資源の有効利用が必要となっております。ごみの減量化対策につきましては、ごみ減量数値を設け啓発に努めてまいります。また、生ごみ処理機購入についても引き続き補助金の交付を行ってまいります。ごみの資源化につきましては、市内全域での分別収集の適正化を図り推進を強化してまいります。一般廃棄物処理体制は、天草広域連合、上天草衛生施設組合、民間処理施設によって対応してまいります。各地域の家庭雑排水の処理対策としましては、小型合併浄化槽設置の普及促進、EM有用微生物群を活用した生活環境改善対策に本年度も取り組んでまいります。

地球温暖化防止対策につきましては、平成19年度を規準年度としまして平成23年度までの5カ年を計画期間とし、市庁舎などを対象にした実施計画に基づき、温室効果ガス総排出量の削減に取り組んでいきます。

次に健康福祉部門でございます。保健事業につきましては、すべての市民が健康で心豊かに暮らせるような環境づくり、健康づくりを目指してまいります。そのためには妊婦健診の充実強化と次代を担う子どもたちの乳幼児からの健康づくりと、青年期から健康意識の啓発、予防接種などの受診率の向上に取り組んでまいります。なお、本年度から生活習慣病及びメタボリック症候群などの予防を目的に特定健診、特定保健指導が義務化されたことに伴い、受診率、保健指導率の向上に努めてまいります。また、食は健康づくりの基盤となることから、食育施策の一層の充

実と、健康増進としましてスパ・タラソ天草と連携し、水中運動を利用した18歳以上の市民を対象にパワーアップアクア、メタボリック予備軍を対象とした、タラソで若返り教室をさらに拡大してまいります。

国民健康保険事業につきましては、急速な少子高齢受給者の進行などに伴い、医療費は年々増加し、保険税収は伸び悩み、国保財政は厳しい状況にあります。このため、各部署と連携し、広く健康の維持増進と徴収率向上の強化に努め、医療費の抑制及び安定した自主財源を確保し、健全な運営を目指してまいります。また、平成20年4月から75歳以上すべてを対象として後期高齢者医療制度が創設されます。この制度は熊本県内すべての市町村が加入する熊本県広域連合が運営するため、安定した財政運営がなされ、市の負担割合も一定の軽減が図られるものと期待しているところです。今後とも医療費の適正化計画と特定健康診査実施計画に基づき、徹底した医療費の抑制と健康づくりに取り組んでまいります。

障害福祉につきましては、障害者自立支援法の推進を図り、自立に向けた支援などを行い、障害を持つ人及び介護者が抱える問題を市民全体の問題として共有し、ともに生きる社会づくりに取り組んでまいります。

児童福祉につきましては、日本全国において少子化が進行し続け、社会や経済に深刻な影響を与えることが懸念される中、上天草市では少子化対策として次世代育成支援行動計画を策定し、子育てと仕事の両立支援を重点課題として取り組んでまいります。今なお子どもを取り巻く環境や育児に対する不安など、さまざまな問題が出てきている現状で、未来を担う子どもたちが心身ともに豊かで健やかに育つことを第一に考え、働きながら子育てをしている人が安心して子育てができるように子育て支援を推進してまいります。

介護保険事業につきましては、高齢者が住みなれた地域で安心して生活していくためには、高齢者をその家族や近隣住民が支え合う地域づくりが必要です。このような地域づくりを支援するため、市内全域を網羅する地域包括支援センターに3カ所のサブセンターを設置しています。このセンターを中心に行政はもとより地域の民生委員や行政区長、自治公民館関係者、各種福祉機関、関係機関や医療機関などが密接な連携を図ることで、地域の高齢者の介護予防マネジメントの適正な実施や実態の把握による総合的な相談支援事業などを推進し、予防対策から介護サービス、医療サービスまでさまざまなサービスを高齢者の状態の変化に応じて切れ目なく提供する地域ケア体制の充実を図ります。介護予防の効果を上げるためには、要介護、要支援状態になるおそれのある特定高齢者を早期に把握する必要があり、平成20年度から各種健診等の連携により生活機能評価を推進してまいります。

次に経済振興部門でございます。本年度より企業誘致課を新設し、農林水産部を経済振興部に改めたいと思います。企業誘致につきましては、平成18年度に1企業が矢野町に進出しております。現在、市内企業6社で誘致企業連絡協議会をつくり、定期的な協議の場を設け情報交換などを行っております。誘致企業につきましては企業からの問い合わせなどもあり、実現に向けた取り組みを行っておりますが、さらに新たな雇用の場を創出し、所得の向上を図り、市民の皆

様が豊かさを実感していただくために企業のみならず人、物、イベントなどの誘致活動を行うとともに市内事業者との連携も図りながら積極的に誘致活動を行い、経済の振興を図ってまいります。

農林水産業につきましては、1次産業は高齢化、担い手、後継者の減少、耕作放棄地の増、集落機能の低下、また最近の原油価格の高騰は農林水産業の経営に大きな影響を与えています。このような中、本市の1次産業をいかに安定させ所得向上につなげるか、行政の役割が大きく求められています。農業振興として、耐候性ハウスの整備推進により高品質、高生産を図り、特産奨励品目として花卉、野菜、果樹等の振興を図ります。また昨年からは夏場対策として、夏野菜のエンサイ、白ニガウリ等の作付に取り組んでいます。消費者の皆様幅広く愛されて農家の所得安定につなげたいと計画しています。

上天草物産館さんぱーるは順調に販売を伸ばし、本市農林水産物の情報発信並びに市民が安心して利用できる台所としての地位を確立しつつあります。特に水産物の売上が好調であります。さらに出荷者、品種をふやし、農林水産業の所得向上を図り、消費者に安心、安全をお届けいたします。

畜産振興につきましては、酪農、黒毛和牛、天草大王、梅肉ポークの市場ブランド化を進め、消費拡大に努めてまいります。

農道整備につきましては、県営上島中央広域農道が平成22年3月に竣工予定です。大矢野北部広域農道は用地買収を一部残していますが、早期供用開始に向けて努力してまいります。

土地基盤整備につきましては、県営荒木浜基盤整備事業を昨年度に引き続き整備し、さらに新たな地区の着工に向けて計画を進め、農地、水、環境保全活動支援事業による農業施設の維持管理、環境にやさしい農業など、集落の皆様とともに取り組んでまいります。

森林整備は地球温暖化防止の有効な手だてであり、その役割はますます大きくなりつつあり、森林組合との連携により森林整備に努めてまいります。本市の松林は観光資源であり、天草五橋国道沿線、千巖山及び龍ヶ岳山頂等のマツクイムシ防除事業は、補助を受け昨年に引き続き実施してまいります。

イノシシの被害は年々増加傾向にあります。昨年12月、国の施策として鳥獣被害防止特別措置法が成立しました。権限を県から市町村に移譲し、より効率的でスピーディーな対策が求められます。本市も地元猟友会と連携をとり、駆除を実施してまいります。また集落単位及び認定農業者を対象に電さく設置の助成をしてまいります。

水産振興につきましては、姫戸漁業区域に並型魚礁を設置し、漁場の環境整備に努め、市内一円にタイ、ヒラメ、クルマエビ、ガザミの稚魚を放流します。市単独ではタコツボ、イカ産卵かご投入、アサリ稚魚放流など資源確保に取り組んでまいります。また情報の共有化、技術向上、ブランドづくりにJA、漁協、森林組合、酪農組合とチームをつくり活動しています。近郊都市住民との交流、グリーンツーリズムを積極的に推進しながら、安心、安全、地産地消、市場拡大、ブランド確立に向けて努力してまいります。

地籍調査につきましては、大矢野町維和地区の蔵々、千束を実施いたします。面積で1.58キロメートル、12字、筆数で1,400筆の計画をいたしております。なお地籍調査の成果は各分野で利活用が期待されますので、平成22年度完了に向けて取り組んでまいります。

次に建設部門でございます。道路事業につきましては、交通機能充実のため交付金事業で2路線、統合補助事業で2路線、起債事業で12路線の改良事業を推進してまいります。また維持補修工事、舗装の修繕対策は臨機応変に対応してまいります。

港湾事業につきましては、引き続き江樋戸港と樋島港2港の整備を推進してまいります。漁港事業につきましては湯島、野釜、干切、大道漁港を継続して整備いたします。防災対策として下貫漁港海岸整備保全事業を実施し、本年度完了いたします。

公園事業につきましては、隣接するスパ・タラソ天草との一体的な利用促進を図るためにカントリーパークの維持管理に努めてまいります。

住宅事業につきましては、市営住宅ストック総合計画により計画的に整備を進めてまいります。また責任ある環境基盤づくりの基礎となります。都市計画区域指定のための対策を進めてまいります。域内30分構想、地域経済の活性化を図る上で、国道266号の整備は重要であると認識しております。整備中区域の早期完成と未着工区間の菩薩峠二間戸地区の早期着工につきましては、天草地域国県道路整備促進期成会と連携し、強く要望してまいります。また、国道改築事業姫浦工区と、合併施行に実施中の永目地区都市機能用地埋め立て事業を推進してまいります。さらに高戸バイパス脇浦地区の事業促進のため、移転用地造成を推進してまいります。熊本天草幹線道路三角大矢野間の早期完成のため、熊本天草幹線道路整備促進期成会と連携し、強く要望してまいります。

下水道につきましては、継続して阿村地区の整備を推進し、住環境の向上、公共用水域の保全に努め、観光都市としての基盤整備を進めてまいります。また、阿村地区の整備は本年度をもって完了いたします。

次に教育部門でございます。学校教育につきましては教育基本方針のもと、健やかな心身の育成と学力の充実に努め、心豊かでたくましい児童生徒を育成するという努力目標に向かって取り組んでまいります。最近の学校を取り巻く環境は児童生徒の減少とともに、登下校時の安全確保、不登校問題、食の安全性、施設の老朽化など多くの課題と直面しており、これらは重要事項として今後も取り組んでまいります。中でも不登校対策に関しましては、その原因が家庭環境に起因することが多いことから、今年度も関係課との連携を図りながら相談員の設置、電話相談等を活用し、解決を図ります。また、読書活動は子どもたちが言葉を学び、感性を磨きながら表現力や想像力豊かなものにし、道徳力を高め、生きる力を身につけていく上で大変重要なものであります。読書活動の機会をより多く持ってもらおうよう、今年度も図書の充実に努めてまいります。

学校規模適正化につきましては、昨年7月に学校規模適正化審議会から答申を受けましたので、教育委員会ではその答申を尊重しつつ、学校規模適正化計画を策定いたしました。今年度からその実施に向けて地域説明会を開催し、計画の推進を図ってまいります。

社会教育関係につきましては、生涯学習では平成20年度から公民館組織を見直し、中央公民館が各種講座などを開催するとともに、市民一人一人が家庭や地域で自分に合った方法と手段により学習できる生涯学習環境の整備を図り、多様化する市民ニーズにこたえてまいります。学習情報の提供は、広報紙、生涯学習ページを中心に実施いたします。

図書館業務の見直しを行い、現在大矢野地区で実施しています移動図書館を4地域全体へ配本形式により実施いたします。また蔵書の充実を図り、ボランティアによる読み聞かせなども行ってまいります。将来を担う青少年の健全育成を図るため、青少年育成市民大会の開催、市内一斉街頭指導等を行う担当指導員を配置し、婦人会、青年団、子ども会などの社会教育団体の活動の支援を行います。また、学校、PTA連携のもと、家庭教育の充実に努めてまいります。

文化振興の充実を図るため、自主文化事業へ市民が積極的に参加できるよう周知をし、文化施設を効率的に利用促進することにより、文化に対する関心と意欲の高揚に努めてまいります。

スポーツ振興につきましては、スポーツ施設も第2の観光資源として位置づけ、関係各課と連携し、各種のスポーツ合宿を誘致して地域産業の活性化に努めてまいります。平成19年度に実施いたしました大矢野総合スポーツ公園グラウンド改修は平成20年度で完了予定です。また、体育協会を初め各種団体との協力体制のもと、市民がスポーツを生活の一部として楽しむスポーツ文化の振興を目指してまいります。

次に水道事業でございます。水道料金につきましては、第1回料金改定で平成18年1月から姫戸、龍ヶ岳地区の基本料金、超過料金の統一と、松島地区の超過料金単価の統一を実施したところであります。また平成19年1月には湯島地区の料金改定を実施してまいりました。今後の水道料金の改定につきましては、水道運営審議会において十分なる審議をいただきまして、市内全地区の料金統一に向けて取り組んでまいります。また、大矢野町湯島地区の上水施設は昭和44年の運用で老朽化が進んでおります。地域住民の飲料水の安全、安定供給のために上水施設、ろ過施設及び導配水管の布設がえ工事を実施してまいります。

松島町倉江地区の配水池建設に伴います管理道路・配水地用地造成と送配水管の布設がえの工事を実施してまいります。大矢野町、龍ヶ岳町につきましては、老朽管の布設がえ工事を実施いたします。また市内に水道水の未普及地域がありますので、その早期解消のため工事などを予定しております。

続きまして市全般の財政状況について申し上げます。

初めに地方財政の指針である地方財政計画の概要ですが、平成20年度暫定的に措置されました地方再生対策費の影響で、6年ぶり0.3%の増加に転じています。しかし小泉内閣からの閣議決定事項でもある骨太方針2006の堅持は依然として継続しており、給与関係経費や当市単独事業などの削減が進められ、同対策費を除けば実質0.2%減となっています。また結果的に地方再生対策費の導入により、地方交付税の増額など地方財源の充実がなされた状況ではあります。この増額に対する財源措置は平成19年度から21年度までの交付税特別会計への償還を22年度以降に繰り延べて捻出されたものであります。これにあわせて償還期間の見直しが行わ

れていないことを考慮しますと、このしわ寄せは後度に発生することを意味しており、地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況となっています。さらに第2次地方分権改革が3年後をめどに進められ、財政健全化法の改正に伴う新財政指標の追加、新公会計による福祉簿記の導入など、国が目標とする新たな挑戦の10年としての改革がこれまで以上に加速されつつあります。

このような状況の中で、本市の財政運営は、歳入において平成19年度から本格的に税源移譲がなされたものの、近況の経済低迷のあおりを受けて地方税が伸び悩み、依然として地方交付税等の依存財源頼りの歳入構造となっています。

一方、歳出においては、地方分権等により責任が拡大するのとあわせて経費も増大する中、社会保障経費の影響で義務的経費が増加するなど財政の弾力性が失われつつある状況となっています。ただし、財政運営を圧迫し、さらには財政指標を悪化させている一番の問題点である公債費においては、平成19年度から21年度までの暫定的な措置である政府資金の繰り上げ償還を積極的に活用し、加えて平成19年度においては民間資金の繰り上げ償還も実施することから、普通会計、下水道事業を含めて平成22年度までの評価額累計が4億6,000万円と削減効果を生み出し、確実に負担は軽減されていきます。今後においては、削減効果を確実にするためにも繰り上げ償還を確実に実施し、投資的経費の選択と集中のもと、地方債発行を元金償還以下に抑制するなど公債費の負担軽減に努めてまいります。

続いて各予算の概要について御説明いたしますが、後日予算審議の折、各担当課長から詳細な説明をいたしますので、私からは重複を避けるため、大まかに説明を申し上げます。

一般会計の歳入歳出予算は145億4,100万円、前年度に比べて2.8%、4億2,500万円の減となりました。歳入のうち自主財源は前年度に比べ0.9%の減で、歳入に占める割合は20.1%となっております。内訳は市税が主で16.3%を占めており、前年度に比べ1.2%の増となっております。依存財源は前年度に比べ0.2%の増で、歳入に占める割合は78.3%と高い水準となっております。内訳は地方交付税が73億5,000万円、歳入に占める割合は50.5%と歳入予算の中で最も大きな割合を占めています。市債は前年度に比べ5.4%、6,130万円の減となり、歳入に占める割合は7.4%で10億7,200万円を計上いたしました。その他繰入金につきましては34.9%の減とし、姫戸地区土地造成基金、地域福祉基金など、各々目的基金から繰り入れました。繰越金については計上いたしておりません。

次に歳出予算について申し上げます。まず性質別経費の状況から申し上げますと、投資的経費は93億7,953万6,000円で、前年度に比べ0.6%、5,899万5,000円の減、歳出に占める割合は64.5%となっています。内訳の主なものとしては、人件費は前年度に比べ8.0%の減、歳出に占める割合は22.9%。物件費は前年度に比べ10.5%の減。歳出に占める割合は7.5%。扶助費は前年度に比べ0.4%の増、歳出に占める割合は16.0%。補助費等は前年度に比べ14.8%の増、歳出に占める割合は16.6%となりました。

投資的経費は15億5,048万4,000円で、前年度に比べ1.3%の増、歳出に占める割合は10.7%となっています。内訳は普通建設事業のうち補助事業は前年度に比べ27.9%の増、歳出に占

める割合は7.2%になっています。単独事業はADSL環境整備事業、ICカード標準システム構築事業等の減少により、前年度に比べ24.8%の減、歳出に占める割合は2.4%となりました。

公債費は前年度に比べ2.5%の減、歳出に占める割合は16.5%となりました。

繰り出し金は老人保健医療特別会計繰り出し金等の減少により、前年度に比べ20.9%の減、歳出に占める割合は8.2%となっております。

各会計の歳入歳出予算の総額は次のとおり計上いたしました。

一般会計予算145億4,100万円、前年度比4億2,500万円、2.8%の減。国民健康保険特別会計予算事業勘定51億1,087万5,000円、前年度比57万円、0.0%の減。老人保健医療特別会計予算7億441万8,000円、前年度比49億9,842万2,000円、87.6%の減。診療所特別会計5,821万6,000円、前年度比562万2,000円、8.8%の減。国民健康保険特別会計予算直営診療施設勘定6,644万8,000円、前年度比111万6,000円、1.7%の減。介護保険特別会計予算27億8,020万5,000円、前年度比1億1,386万1,000円、3.9%の減。斎場特別会計予算1,150万7,000円、前年度比77万6,000円、6.3%の減。天草四郎メモリアルホール特別会計予算3,526万2,000円、前年度比693万5,000円、16.4%の減。公共下水道事業特別会計予算4億6,133万1,000円、前年度比7,396万9,000円、13.8%の減。物揚場造成事業特別会計予算1,670万8,000円、前年度同額。地域開発事業特別会計予算711万円、前年度比378万6,000円、34.7%の減。後期高齢者医療特別会計予算3億8,309万5,000円、皆増です。

以上、一般会計並びに特別会計予算総額は241億7,617万5,000円となり、前年度に比べ52億4,692万2,000円、17.8%減の予算編成となりました。

次に、水道事業会計予算、収益的収支は9億2,840万1,000円。上天草総合病院事業会計予算、収益的収支は33億7,115万2,000円となりました。

限られた財源のもとで多様化する行政需要に対応するため、予算の執行に当たっては経費支出の効率化に徹し、市政の発展と市民の福祉向上のため全力を傾注してまいりたいと思います。

以上、20年3月の定例市議会に当たりまして所信の一端を申し上げましたが、御承知のとおり、地方の財政状況の厳しさは解消の見通しが立たない情勢ですが、リバイバルプラン、財政健全化計画に沿って強力に財政健全化に向けて一層の行財政改革に努め、市政運営に取り組んでまいっている覚悟でございます。市議会を初め、市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、病院事業につきましては病院事業管理者から申し上げます。

○議長（渡辺 稔夫君） 病院長。

○病院事業管理者（樋口 定信君） おはようございます。病院事業管理者としての所信の説明を申し上げます。

上天草総合病院は平成19年4月より地方公営企業法の全部適用移行後も、さらなる経営改善に努めているところでございます。平成19年5月に整形外科医師の確保に伴い、外来患者数、

入院患者数の増加により、外来、入院収益ともに好調に推移している状況でございます。平成18年度末には赤字額も約900万円と、収支均衡もあと1歩のところまでたどりつき、不良債務も3,500万円ほど解消することができました。平成19年度決算見込みでも収支が大幅に好転しまして、平成2年以來の黒字決算を迎えることができそうです。これも龍ヶ岳地区住民の皆様を初め、上天草市全市民の御支援の賜物であり、感謝申し上げます。

また、念願でございました病院新築時の高利率の企業債を公的資金補償金免除、繰り上げ償還によりまして今議会後に借りがえができることとなり、補正予算で7.3%の企業債分3億4,060万円の増額をお願いしているところでございます。これにより一層の経営改善にはずみがつくことと思っております。今後も職員全員、気が緩むことなく経営改善を図ってまいります。

平成20年度は経営改善の一貫といたしまして、平成13年度に導入いたしましたオーダーリングシステムの入れかえ計画により、建設改良費を大幅増額いたしまして1億2,476万4,000円予算化しております。これはレセプト電算化に伴うものでございますが、診療報酬の請求漏れ、検査等の迅速化を図り、患者様の待ち時間の短縮にも貢献するものと期待しております。

それと先ほどの借款債の6.6%分の14億4,980万円分余りを当初予算に組み込んでおります。予算の詳細につきましては後で事務長より御説明申し上げます。

御承知のとおり、地方の自治体病院では大学での医局員不足による医師の引き上げ問題、都市部への医師の偏在により医師確保に苦慮しているところでございます。当院におきましても地域医療の確保のため、大学医局、人材紹介会社等へ依頼しまして医師確保に努めてまいります。

病院の基本理念であります信頼される地域医療のとおり、安心、安全を目指し、ゆとりある診療が行えるよう診療体制を充実させ、市民の健康、安心を守るように努めてまいります。

以上で所信の説明を終わります。

○議長（渡辺 稔夫君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時06分

- 議案第 1号 上天草市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2号 上天草市市長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3号 上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4号 上天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 6 号 上天草市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 上天草市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 上天草市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 議案第 9 号 上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 上天草市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 議案第 13 号 上天草市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 上天草市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び上天草市浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 上天草市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 議案第 17 号 上天草市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 上天草市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 上天草市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 上天草市図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 上天草市立上天草総合病院職員の特殊勤務手当の支給に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 22 号 上天草市病事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 平成 19 年度上天草市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 24 号 平成 19 年度上天草市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 3 号)
- 議案第 25 号 平成 19 年度上天草市老人保健医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 26 号 平成 19 年度上天草市診療所特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 27 号 平成 19 年度上天草市国民健康保険特別会計 (直営診療施設勘定) 補正予算 (第 3 号)
- 議案第 28 号 平成 19 年度上天草市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 29 号 平成 19 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算 (第 3 号)

- 議案第 30 号 平成 19 年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 31 号 平成 19 年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 32 号 平成 20 年度上天草市一般会計予算
- 議案第 33 号 平成 20 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第 34 号 平成 20 年度上天草市老人保健医療特別会計予算
- 議案第 35 号 平成 20 年度上天草市診療所特別会計予算
- 議案第 36 号 平成 20 年度上天草市国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）予算
- 議案第 37 号 平成 20 年度上天草市介護保険特別会計予算
- 議案第 38 号 平成 20 年度上天草市斎場特別会計予算
- 議案第 39 号 平成 20 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予算
- 議案第 40 号 平成 20 年度上天草市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 41 号 平成 20 年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算
- 議案第 42 号 平成 20 年度上天草市地域開発事業特別会計予算
- 議案第 43 号 平成 20 年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 44 号 平成 20 年度上天草市水道事業会計予算
- 議案第 45 号 平成 20 年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算
- 議案第 46 号 天草広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議案第 47 号 あらたに生じた土地の確認について
- 議案第 48 号 字の区域の変更について
- 議案第 49 号 あらたに生じた土地の確認について
- 議案第 50 号 字の区域の変更について
- 議案第 51 号 湯島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第 52 号 星平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第 53 号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 議案第 54 号 市道路線の認定について

○議長（渡辺 稔夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第 5、議案第 1 号から日程第 58、議案第 54 号までの以上 54 件を一括議題といたします。

議案第 1 号から、順次提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 提案理由の説明でございますが、平成 20 年第 1 回上天草市議会定例会に提案いたします議案につきまして、その概要を御説明いたします。

今定例会には、上天草市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてなど条例議案 22 件、平成 19 年度上天草市一般会計補正予算第 3 号など予算議案 23 件、天草広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更についてなど議決議案 9 件、人権擁護委員の候補者の推薦につ

き意見を求めることについての諮問議案1件の計55議案を提出いたします。各議案の内容につきましては、所管部長から御説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺 稔夫君） まず、議案第1号から議案第10号まで、総務部長。

○総務部長（川本 一夫君） それでは議案の第1ページをお願いいたします。

議案第1号、上天草市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。説明資料の1ページをお願いいたします。

第1条中、農林水産部を経済振興部に、市民環境部を市民生活部に改めます。

次に第2条、総務部の項第15号を広聴及び及び広報に関することに改めます。

次に、説明資料の2から3ページをお願いいたします。同じく第2条、企画観光部の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から11号までを1号ずつ繰り上げます。

同じく第2条、農林水産部の項中、農林水産部を経済振興部に改め、同項に次の2号を加えます。第5号、企業誘致及び誘致企業に関すること。第6号、地域雇用の創出及び雇用対策に関することでございます。同じく第2条、建設部の項第9号の次に、次の1号を加えます。第10号といたしまして、漁港に関することでございます。同じく第2条、市民環境部の項中、市民環境部を市民生活部に改め、説明資料の3ページの同項第8号中、松島のを削ります。

この条例は平成20年4月1日より施行します。なお、以下施行予定日はすべて同日でありますので、以下省略させていただきたいと思っております。

本提案の理由は、行政組織の再編に伴い、関係規定を整備する必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案の2ページをお願いいたします。議案第2号、上天草市市長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。説明資料の4ページをお願いいたします。

第3条中、100分の5を次の表に定める給料表の職務の級に応じた割合に改め、次の表を加えます。一般職給料表の1級及び2級を100分の6、3級及び4級を100分の8、5級を100分の10、6級を100分の17、7級を100分の20とし、医療職の1級を100分の6、2級及び3級を100分の8、4級及び5級を100分の10といたします。

次に、第4条中100分の5を同じく次の表に定める給料表の職務の級に応じた割合に改め、次の表を加えます。技能労務職給料表1級及び2級を100分の6、3級及び4級を100分の8、5級を100分の10とします。

提案の理由は、上天草市の厳しい財政状況の緩和を図るため、一般職及び技能労務職の期末手当を減額する必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案の4ページをお願いいたします。議案第3号、上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。説明資料の5ページをお願いいたします。

以下お願いがございますが、大幅な改正とか新たに設けられた内容につきましては、主要な

部分の説明とあわせて括弧書きを省略してよろしいでしょうか、お伺いですが、（「異議なし」と呼ぶ者あり）はい、それではお願いいたします。

それでは、第2条第1項の次に第2項を加えます。育児休業等に関する法律第10条第3項の規定によりまして、承認を受けた職員の1時間当たりの勤務時間は、内容に従い任命権者が定めます。同条第2項中28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を、第28条の4第1項もしくは同条の5第1項または同条の6第1項もしくは第2項の規定により、採用された職員で同条の5第1項に規定する短時間の職に占める者に、また、前項を第1項に改めます。

次に第4項、育児休業等に関する法律第18条の規定によりまして採用された職員は、第1項の規定にかかわらず4週間を超えない期間につき、1週間32時間までの範囲で任命権者が定めます。

次に第3条中の第2項を、前各項に改め、同項を同条第5項とします。

次に、説明資料の5ページの一番下のほうから6ページにかけてお願いいたします。第3条第1項のただし書きを次のように改めます。育児短時間勤務等の内容に従い、月曜から金曜までの5日間において週休日を設け、再任用短時間勤務職員は日曜、土曜に加え、月曜から金曜までの5日間週休日をもうけることができます。

次に第3条のただし書きを次のように改めます。育児短時間勤務職員は1週間ごとの期間におきまして、内容に従い、これの日に加えて月曜から金曜までの5日間、週休日を設け、再任用短時間勤務職員は1週間ごとの期間で、1日に8時間を超えない範囲で割り振ります。

次に第4条1項中、割り振りと書いてあるのを割振り、漢字の訂正だけでございますが改め、同条第2項を次のように改めます。前項の規定によりまして割振りを定める場合は規則で定めます。4週間後との期間につき、8日の週休日を設けます。ただし特殊性または当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日の週休を設けることは困難である職員は市長と協議いたしまして4週間を超えない期間につき、1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合はこの限りではございません。

次に第8条の第1項のただし書きを加えます。育児短時間勤務職員等であり、公務に著しい支障が生じると認められる場合につき、規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務を命ずることができるものといたします。

次に説明資料の7ページをお願いいたします。

第8条第2項に次のただし書きを加えます。育児短時間勤務職員等であり、公務に支障が生じると認められた場合は、規則で定める場合に限り勤務時間以外の勤務を命ずることができるものといたします。次に第13条第1項第1号中の20日に次の育児短時間勤務職員等及びを加えます。

提案の理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行にしたがい、関係規定を整備する必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

次に、議案の7ページをお願いいたします。議案第4号、上天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。説明資料の8から9ページでございます。

第1条中、第6条の2、第7条並びに9条第1項第2項を、第7条、8条、10条、第1項より2項、第14条、17条、18条第3項並びに第19条第1項及び2項に改めます。

次に、2条第4号中第4条または5条を、第4条の第1項または第2項に改め、同条6号中のほかの次に、職員がを加えます。職員以外を当該職員以外に改めます。

次に第3条中第2条第1項の次にただし書きを加え、同条第1号中または出産したことにより、もしくは出産したことにより改め、該当したことよりの次に、当該育児休業の承認がを加え、同条第3号を削ります。

次に、説明資料の9ページをお願いいたします。第3号でございます。

休業中の職員が負傷をして、または身体上、精神上の障害により係る子を養育することができない状態が相当期間継続することが見込まれ、取り消されました後はその後に養育することができる状態に回復したこと。次に第4号でございます。終了後におきまして職員の配偶者が3カ月以上の期間にわたり規則で定める方法により養育したこととし、第4号を第5号とします。

次に、第5条第1号中、育児休業に係る職員を、を職員が育児休業により養育している子を当該職員に改めます。

次に説明資料の10ページをお願いいたします。第6条の見出しを育児休業に、これは括弧書きでございます。育児休業に伴う任期つき採用に係る任期の更新に改めます。

次に、第7条の見出しを育児休業をしている職員の期末手当等の支給に、に改めまして、同条第1項中第19号を29条に、3カ月を6カ月に、基準日が12月1日であるときは6カ月以内を削ります。同条第2項中第20条を第32条に改めます。また、8条の見出しを育児休業をした職員の職務復帰後における号級の調整に改め、同条を職務に復帰した場合ほかの職員との均衡上必要があると認められるときは期間を100分の100以下に換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなし、号級の調整をすることができるいたします。

次に第9条から第15条までを新たに加えます。第9条、これは表題が育児短時間勤務をすることができない職員は、育児休業法第10条の条例で定める職員は次に掲げます。1号、非常勤職員。2号、臨時的に任用される職員。3号、休業法第6条第1項の規定により採用された職員。第4号、職員の定年等に関する条例第4条の規定により勤務している職員。5号、勤務をすることにより養育する子につきまして配偶者が休業法その他の法律により休業している職員。6号、前号のほか、養育しようとする時間におきまして、養育しようとする子を職員以外の親が養育することができる場合の職員といたします。

次に説明資料の11ページでございます。第10条、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情は、休業法第

10条のただし書きの条例で定める特別の事情を次に掲げます。1号、産前の休業を始め、もしくは出産したことにより効力を失い、または第13条に掲げる事由により承認が取り消された後、その子が死亡し、または養子縁組等により別居することになったこと。2号、退職または停職の処分を受けたことにより効力を失いましてその期間が終了したこと。3号、職員の負傷疾病または精神上等の障害により係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり続くものと見込まれ取り消された後に養育することができる状態に回復したことでございます。4号、承認が第13条に掲げる事由により該当し取り消されたこと。5号、終了後に勤務した職員の配偶者が3カ月以上の期間にわたり当該の子を育児休業法その他の規則で定める方法により養育したこと。

次に説明資料の11ページの一番下から12ページにかけてお願いいたします。6号でございます。配偶者が負傷または疾病により入院したこと。別居したことのほかの勤務の終了時に予測することができなかつた事態が生じ、係る子につきまして勤務をしなければ養育に著しい支障が生じることになったこと。

次に第11条見出しでございます。育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態としまして、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第4条の規定によりまして適用を受ける職員は次に掲げる形態でございます。第1号、4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、1週間当たりの勤務が20時間、24時間、また25時間となるように勤務することでございます。次に2号、4週間を超えない期間につき、1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、同じく勤務時間は同じでございます。次に第12条、育児短時間勤務の承認または期間の延長の請求手続でございますが、規則で定める承認請求書によりまして始めようとする日または期間の末日の翌日の一月前までに行うものといいたします。

次に第13条、育児短時間勤務の承認の取り消し事由でございますが、休業法第12条におきまして準用する同法第5条の条例で定める事由は次に掲げます。1号、子を養育している時間に職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。2号、係る子以外に係る勤務を承認しようとするとき。3号、勤務の内容と異なる勤務を承認しようとするとき。

次に説明資料の12ページの下段から13ページをお願いいたします。第14条、育児休業法の第17条の条例で定めるやむを得ない事情は次に掲げます。第1号、過員を生じること。2号、引き続き任用していくことができないこと。

次に第15条、育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知は、育児休業法第17条の規定による勤務をさせる場合または勤務が終了した場合、職員へ書面で通知しなければならない。

次に16条、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新でございます。これは第6条の規定は、任期の更新について準用いたします。

次に第9条を17条、第9条中9条第1項を第19条1項に改め、第2号に育児短時間勤務または育児休業法第17条の規定により短時間勤務をしている職員を追加いたします。また、

同条第2号を第3号とし、同条3号中、部分休業をしようとするを職員が部分休業により養育しようとするに改め、部分休業によりを削り、職員以外を当該職員以外に改め、同号を第4号といたします。

次に、第10条を第18条に改め、見出しの部分部分を部分休業の承認に改め、その承認は正規の勤務時間の始めまた終わりにおいて30分単位で行うものといたします。

次に説明資料の13ページの一番下から14ページをお願いいたします。2号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づく規則で定める特別休暇で、生後3年に達しない生児を育てる場合におけるものを、承認されている職員の承認は1日につき2時間から当該休暇を減じた時間を越えない範囲で行うものとします。

次に、第11条を第19条、見出しに部分休業をしている職員の給与の取り扱いを付し、第11条中第12条を19条に、第16条を25条に改めます。

次に、12条を20条といたしまして、見出しに部分休業の承認の取り消し事由を付し、12条中の5条を13条に改め、13条を21条といたします。

提案の理由は、育児休業法に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い関係規定を整備する必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案の13ページをお願いいたします。議案第5号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。説明資料の15ページをお願いいたします。

第4条中第2項を第3項より第4項に改め、第25条に次の1項を加えます。2号、前の規定にかかわらず再任用短時間勤務職員の1時間あたりの給与額は、前項により算定した給与額に条例第2条に規定する1週間当たりの勤務時間を乗じて得た額を、同条第3項、4項の規定によりまして定められた職員の1週間当たりの勤務時間で除した額といたします。

次に別表第3の級別職の分類表の第5の項中、課局長、統括支所次長、窓口センター長、養護老人ホーム長を削りまして、及びこれに相当する職務、相当の経験を有する課局長、統括支所次長を、課局長に改め、同表の7の項中、統括支所長を削ります。

提案の理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行及び級別職の分類表の見直しに伴いまして関係規定を整備する必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案の第14ページをお願いいたします。第6号、上天草市技能労務職員の給与の種類及び規準を定める条例の一部を改正する条例でございます。説明資料の16ページをお願いいたします。第19条2項、1歳に満たない子を小学校就学の式に達するまでの子に改め、勤務時間の一部の次に、2時間を超えない範囲内の時間に限りを加えます。

次に第21条中、地方公務員法の次に、昭和25年法律第261号を加えます。

次に、第22条の次に1条を加えます。第23条、自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与とし、自己啓発等休業または国際貢献活動のための承認を受けた職員には、給与は休業の期間は

支給しないものいたします。次に第23条を24条とし、第4条の4を第7条に改めます。

次に説明資料の18ページをお願いいたします。上天草市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について説明いたします。第22条第2項中、3歳に満たない子を小学校就学の式に達するまでの子に改め、勤務時間の一部の次に、2時間を超えない範囲内までの時間に限りを加えます。次に第26条、自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与は、休業または国際貢献活動のための承認を受けた職員には給与の支給はしないものとします。次に第27条、再任用職員についての適用除外。第6条、8条、10条、12条、13条、21条の規定は、公務員法第28条の4第1項、同条の項1項、同条の6もしくは2項の規定により採用された職員には適用しないとし、第26条を28条といたします。

次に説明資料の19ページをお願いいたします。病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。先ほどと同じでございます。第20条の第2項、3歳に満たない子は前回と同じでございますので省略させていただきます。次に第24条につきましても、自己啓発等休業の承認を受けた職員は、前に説明した分とかわりませんのでよろしくお願いいたします。次に第25条、再任用職員についての適用除外は、5条から8条まで第10条及び第19条の規定は、公務員法第28条の4第1項、同条の5第1項の規定または同条の6第1項もしくは2項の規定により採用された職員には適用いたしません。次に、第24条を第26条とします。

説明資料の20ページをお願いいたします。第25条を27条といたします。

提案の理由は、公務員法の一部改正、それと一般職の職員の自己啓発休業制度を導入することに伴い、関係規定を整備する必要がございます。これが提出する理由でございます。

次に議案の17ページをお願いいたします。第7号、上天草市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。説明資料の21ページをお願いいたします。第8条第2項を次のように改めます。社会福祉業務手当の額は調査指導等に従事した日1日につき300円といたします。

提案の理由は、特殊勤務手当の適正化を図るため、社会福祉業務の手当を見直す必要がございます。これが提案の理由でございます。

次に議案の18ページをお願いいたします。第8号、上天草市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について説明いたします。

第1条の趣旨でございます。これは公務員法第26条の5第1項、5項、6項の規定に基づきまして必要な事項を定めます。

次に第2条、自己啓発等休業の承認でございます。職員が申請した場合は、公務の運営に支障がなく、公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修または国際貢献活動のための休業の承認ができます。

次に第3、自己啓発等休業の期間でございます。法第26条の5第1項に定める期間は、同じく履修のための休業は2年、国際の場合は3年といたします。

次に第4条、大学教育施設でございます。同じ条文でございますが、これは次の号に掲げます。

1号、教育法第83条に規定する大学。2号、同じく第1条に規定する学校以外の施設で、学校教育に類する教育を行うもののうちで、ほかの法律に特別の規定があるもので同法第104条第4項第2号の規定により、大学または大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く施設でございます。第3号、前2号に該当する外国の大学。第4号、前3号に準ずる施設で任命権者が定めるものでございます。

次に第5条奉仕活動です。条文は先ほどと同じでございますが、次の号に掲げます。第1号、独立行政法人国際協力機構が法第13条の規定に基づきみずから行う派遣業務の目的となる開発途上地域における活動。第2号、前号に準ずる活動で任命権者が定めるものでございます。

次に第6条、自己啓発等休業の承認の申請でございます。申請は休業しようとする期間の初日及び末日並びに期間中の大学等課程の履修または活動の内容を明らかにしなければなりません。

次に第7条の自己啓発等休業の期間の延長でございます。職員は開始をした日から引き続き休業しようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲において、延長しようとする期間の末日を明らかにし、延長の申請ができます。次に第2項でございます。延長は特別の場合を除き1回でございます。第3項、第2条の規定は期間の延長の承認について準用いたします。

次に第8条、自己啓発等休業の承認の取り消し事由でございます。法文は同じでございます。議案の19ページの下段から20ページをお願いいたします。1号、正当な理由がなくして在学している課程を休学もしくは授業を頻繁に欠席、また参加している奉仕活動の全部または一部を行っていないことでございます。2号、在学している課程を休学、停学にされ、その授業を欠席していること。または奉仕活動の全部もしくは一部を行っていないことがその他の事情により申請に係る課程の履修または貢献活動に支障が生ずることでございます。

次に第9条報告等でございます。職員は任命権者から求められた場合のほか、次の場合は申請に係る大学等課程の履修または国際貢献活動の状況を報告しなければなりません。1号、その申請に係る大学課程の履修または活動を取りやめた場合。第2号、在学している課程を休学し、停学にされ、もしくは欠席している場合、または奉仕活動の全部もしくは一部を行っていない場合。3号、係る大学等の課程の履修またはそれに対しまして支障が生じている場合。次に第2項でございます。任命権者は職員から前項の報告を求めるほか、定期的に連絡を取ることにしまして十分な意思疎通を図るものとします。

次に第10条、職場復帰後における号級の調整でございます。復帰後は部内のほかの職員との均衡上、必要が認められるときに大学の課程等または貢献活動のためのもののうち、勤務に特に有用であると認められる場合にありましては、100分の100以下、それ以外は100分の50以下の換算率によりまして得た期間を勤務したものとみなします。復帰した日及びその日後における最初の昇給を行う日として規則で定める日またはそのいずれかの日に昇給に準じて号級を調節することができます。

提案の理由は、地方公務員法の一部改正に伴いまして、職員の自己啓発等休業に関する条例を制定する必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

次に22ページをお願いいたします。議案の22ページ、9号、上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。説明資料22ページをお願いいたします。

別表第1、地籍の項の次に、次の項を加えます。区分は火薬といたします。譲渡許可手数料を1枚につき1,200円、ア、加工品のみの譲り受けの許可及び、イ、その他は2,400円。括弧のア、申請に係る場合は3,500円。括弧のイ、その他は6,900円といたします。

理由は、県下の事務権限移譲に伴いまして火薬事務に関する申請手数料を整備する必要がございます。これが提出の理由でございます。

次に議案の23ページをお願いいたします。第10号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして説明いたします。説明資料の23ページをお願いいたします。

第3条第1項中、第11条第1項を第19条第1項に改めます。第8条の次に、次の1条を加えます。第9条、徴収の方法でございます。税は第12条、16条及び17条の規定によりまして特別徴収の方法による場合を除くほかは、普通徴収の方法によって徴収いたします。次に第9条を10条といたしまして、国民健康保険税の納期は次のとおりとするを、普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は次のとおりとするに改めます。次に第10条を11条といたします。第13条第1項を第21条第1項に改め、同条の次に次の7条を加えます。

説明資料の23ページの一番下から24ページをお願いいたします。第12条、特別徴収は、年度の初日におきまして税の納税義務者が老齢等年金給付の支払いを受けている満年齢65歳以上の被保険者である世帯主である場合は、課する税を特別徴収によって徴収いたします。第2項、年度の初日の属する年の4月2日から8月1日までの間、義務者が特別対象被保険者となった場合は、特別徴収によって徴収できます。

次に第13条、特別徴収義務者の指定等でございます。前条の規定に係る税の義務者は、被保険者に係る老齢年金給付の支払いをする者といたします。

次に14条、特別徴収税額納入の義務等は、年金保険者は支払い回数割税額を徴収した日の属する次の翌日の10日までに税額を納入しなければなりません。

次に第15条、被保険者資格喪失等の場合の通知等でございます。市長から法第17条の規定による通知を受けた場合は、その日以後、支払い回数割税額を徴収して納入する義務は負いません。この場合はただちに当該通知に係る被保険者に係る徴収の実績その他必要な事項を市長に通知しなければなりません。

次に第16条、既に被保険者であった場合の仮徴収でございます。年度の初日に属する年の前年の10月1日から翌年の3月31日までの間における給付支払いの際徴収されていた被保険者について、税額の徴収に係る対象年間給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に支払われている場合は、税額として地方税法の施行規則第24条に規定する額を徴収いたします。

次に、説明資料の24ページの一番下から25ページをお願いいたします。第2項、前項に規定する被保険者につきましては、属する年の6月1日から9月30日までの間、その間におきま

して税額に相当する額を徴収することが適当でない特別の事情がある場合は、この規定にかかわらず支払いに係る税額とし、所得の状況その他の事情を勘案し、市長が定める額を徴収することができます。

次に第17条、新たに被保険者となった場合に係る仮徴収でございます。各号に掲げる期間におきまして支払われる場合は、係る税額として法718条の規定による税額の見込み額を徴収するものをいいます。1号、第12条に規定する被保険者の税につきまして。同項の規定による方法によって行われなかった被保険者または当該年度の初日に属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に対象となった者。当該年度の初日から9月30日までの間でございます。2号、同じく前年の10月2日から12月1日までの間に被保険者となった者。属する年の6月1日から9月30日までの間でございます。3号、同じく12月2日から翌年の2月1日までの間に対象となった者。属する年の8月1日から9月30日までの間でございます。

次に第18条、普通徴収税額への繰り入れ。これは給付を受けなくなったこと等によりまして保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合は、その額による相当する税額を特別徴収の方法によりまして徴収されないこととなった日以降において到来する第10条の納期がある場合は、それぞれその日以後に到来する同項の納期がない場合は普通徴収によって徴収いたします。

次に説明資料の25ページの一番下から26ページをお願いいたします。第2項、被保険者につきまして既に保険者から納入された税額がその額を超える場合は、未納に係る徴収金があるときは過納または誤納税額は法第17条によりまして、未納に係る徴収金に充当いたします。

次に第11条を第19条とし、到来する納期においての次に、普通徴収の方法によってを加えます。

次に、第12条を20条とし、第15条を23条に改めます。以下、説明資料の26ページから32ページまでをお願いいたします。第13条を21条とし、26条について8条ずつ繰り下げます。

次の議案26ページをお願いいたします。附則でございますが、第2項中で、13条第1項を第21条第1項に改め、附則の第3項、4項を第13条を第21条に、附則第7項、9項、12項、14項中の13条第1項を21条第1項に改め、附則第15条16項中、13条を第21条を改めます。附則の第2項適用部分でございますが、次項に定めるものを除きまして、改正後の上天草市国民健康保険税条例の規定は平成20年度以降の年度分の国民健康保険税について適用いたしまして、平成19年度分までの税につきましては従前の例によります。次に第3項、新条例第17条の規定は、平成21年度以降の年度分の税について適用いたします。

理由は、国民健康保険法等の一部改正に伴う制度改正によりまして関係規定を整備する必要があるでございます。これが議案を提出する理由でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第11号から議案第14号まで、健康福祉部長。

○健康福祉部長（川下 伸一君） 27ページからお願いします。

議案第11号、上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。今回の改正の中で主な点だけ御説明いたします。

第2条第1項第4号につきましては、国民健康保険運営協議会の被保険者を代表する委員について規定し、運営委員会の被保険者代表委員も平成21年4月1日から廃止されることによりまして、第2条関係を削るものでございます。

4条につきましては、医療給の個人負担について規定し、3歳未満児までは個人負担は2割でしたが、今回の改正によりまして就学前まで2割とする拡充が規定されました。このことによりまして就学後から70歳までを3割となります。次に、70歳以上の個人負担につきましては1割を2割とする規定がなされましたが、ただし平成20年1年に限りまして1割とする特別措置がなされております。

次に、6条第1項では、葬祭費の支給は後期高齢者医療保険制度に準じまして2万5,000円を2万円に改めるものでございます。次に、第2項でその他の組合法、後期高齢者医療制度において葬祭費の支給がなされた場合は国保では支給しない規定がされております。

第7条では保健事業の規定がなされ、今回、特定健診、特定保健指導の事業が新たに追加されまして、附則としまして、この条例は平成20年4月1日から施行し、第2条第4号の規定改正は平成21年4月1日から施行するものでございます。

提案理由といたしまして、国民健康保険法の一部改正に伴いまして関係規定を整備する必要があります。これが議案を提出する理由でございます。

以上です。

次に、議案第12号、上天草市後期高齢者医療に関する条例の制定について。上天草市後期高齢者医療に関する条例を次のように制定するものでございます。

この条例につきましては、後期高齢者保険制度が平成20年4月より新たに始まりまして、その業務事務につきましては、保険者であります熊本県広域連合が主として実施いたします。それ以外の市町村が行う事務について規定したものでございます。

主な点だけ御説明を申し上げます。第2条につきましては、市が処理する事務ということで、窓口、受付事務の規定がなされております。第3条以降は市町村が徴収事務を行うため、それに関連した事務が規定されています。当該市に住所を有する被保険者から徴収を行う規定、また、介護保険同様、年金からの特別徴収を実施するため、受け取り年額は18万円以下の場合には普通徴収となり、第4条はその普通徴収の規定により、納付金は6月1日を1期とし、翌年3月31日まで10期を納付期限として規定しております。

附則により、この条例は平成20年4月1日から施行となりますが、平成20年度の保険料の徴収の特例といたしまして、附則第2条では20年度に限り現在システムの業務上、情報入力が一時的に遅延することによりまして、1期の納期が7月に始まるため、9期とする規定がされ

ております。また、附則第2条2項では、平成20年度において社会保険の被扶養者については、4月から9月までの半年間は課税しない旨の経過措置がなされております。10月1日以降の課税では、納期は6期とする規定がされております。附則第4条では、本年度が創設されることにより、後期高齢者医療特別会計が設けられるものでございます。

提案理由といたしまして、後期高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく後期高齢者医療制度の導入に伴い、上天草市後期高齢者医療保険条例を制定する必要があります。これが議案を提出する理由であります。

以上です。よろしくお願いいたします。

35ページをお願いします。議案第13号、上天草市保育条例の一部を改正する条例の制定について。上天草市保育条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

上天草市保育条例の一部を改正する条例。上天草市保育条例の一部を次のように改正する。

第2条の表、大矢野保育園の項を削るものでございます。この条例は平成20年4月1日から施行するものです。

提案理由といたしまして、上天草市の少子化に伴う公立保育所の適正化を図るため、大矢野保育園を廃止する必要があります。これが議案を提出する理由でございます。

次に37ページをお願いいたします。議案第14号、上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。上天草市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。主な点だけ御説明を申し上げます。

平成18年度より20年度までの第3期介護保険計画を進める中、保険料を確定してきましたが、平成17年度に行いました税制改正によりまして、それまで合計所得が125万円以下の高齢者は非課税設定での取り扱いでありましたが、18年度から均等割が課税されるようになりました。均等割が課税されているかないかで介護保険料を決定する所得改正法が大きくかわってまいります。このため、18年度、19年度の保険料につきましては、激変緩和措置を制定しまして対応してきております。引き続き20年度におきましても激変緩和措置を講じて対応するために、介護保険条例第10条を追加しまして関係規定を整備するものでございます。この条例は平成20年4月1日から施行するものでございます。

提案理由といたしまして、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定に関する政令の一部を改正する政令の一部改正に伴いまして、関係規定を整備する必要があります。これが議案を提出する理由でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第15号を市民環境部長。

○市民環境部長（福田 富雄君） それでは議案の38ページとあわせまして、説明資料の41ページをお願いしたいと思います。

議案第15号、上天草市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び上天草市浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について。上天草市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び上

天草市浄化槽に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

下にいきます。上天草市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正。第1条、上天草市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。第9条第2項中、2年以内を2年に改める。第10条第1号中2,000円を3,000円に改める。

上天草市浄化槽に関する条例の一部改正。第2条、上天草市浄化槽に関する条例の一部を次のように改正する。第3条第2項中2年以内を2年に改める。第4条第1号中2,000円を3,000円に改める。

附則。施行期日、この条例は平成20年4月1日から施行する。経過措置、この条例の施行の日の前日までに申請がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由。手数料の見直しに伴い、関係規定等を整備する必要があるとございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第16号を企画観光部長。

○企画観光部長（石炭 芳邦君） 議案書の39ページお願いいたします。議案第16号について御説明をいたします。

議案第16号、上天草市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の既定に基づく準則を定める条例の制定について。上天草市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の既定に基づく準則を定める条例を次のように制定するものでございます。

今回の条例制定は、工場立地法の特例条項に基づき定めるものでございます。第1条に趣旨、それから第2条に定義、それから第3条に区域の範囲、それに緑地等施設の設置面積割合が記載してあります。39ページと40ページに記載してあります。

甲種地域といたしましては、都市計画がなされていない地区でございます。その範囲につきましては枠の中に該当する地番を記載しております。松島、大矢野、姫戸、龍ヶ岳、それぞれ記載しております。これを制定することによりまして、緑地面積や施設面積が緩和されるということで、今回の条例の制定をお願いするものでございます。

41ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行する。第2条には、既存工場等に係る面積の算定を記載しております。昭和49年以前に設置された工場等が該当いたします。該当工場があった場合はこの算定式で計算をいたします。41ページ、42ページ、43ページに計算式を記載しております。

44ページをお願いいたします。提案理由といたしまして、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴い、上天草市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を制定する必要があるとございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第17号を農林水産部長。

○農林水産部長（永森 文彦君） 議案第17号、上天草市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定について。上天草市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

第7条中、農林課を農林水産課に改める。提案理由といたしまして、農林課を農林水産課に改める必要がございます。これが提案する理由でございます。昨年度、農林課と水産課の統合により、庶務をつかさどる課の変更がっておりますので提案いたすものでございます。

以上です。

○議長（渡辺 稔夫君） ここで昼食のため休憩したいと思います。午後は1時から再開いたします。なお、全員協議会を12時50分に一応予定をしておきます。その後、再開につきましては、全員協議会しだいによりまして、5分なり10分なりおくれる可能性がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。原則として午後1時から再開したいと思いますので。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時10分

○議長（渡辺 稔夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、議案第18号から議案第20号まで、教育部長。

○教育部長（山下 秀幸君） 議案第18号、上天草市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

上天草市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。上天草市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例。上天草市社会教育委員設置条例の一部を次のように改正する。

第2条中、5人を10人に改める。第2条では、委員の定数を定めております。

附則。この条例は平成20年4月1日から施行する。

提案の理由としましては、各種委員会の統合、見直しをする上で、社会教育委員の増員を行い、公民館運営審議会委員を兼務することとし、社会教育推進における意見集約の効率化を図る必要がある。これがこの議案を提出する理由であります。

次に議案第19号、上天草市公民館条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

上天草市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。上天草市公民館条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項を削る。分館長等を定めてありますが、これを削除し、廃止するものです。

第4条第1項中、及び分館長を削り、同条第2項中、及び分館を削る。第4条では職務を定めてありますが、関連して分館長の部分を削除するものでございます。

第5条第1項中、置くを置くことができるに改め、同条第2項中、13人を10人以内に改

める。5条では公民館運営審議会を規定しております。

別表第1を次のように改める。組織の再編により現在の4地区の公民館を廃止し、12の分館を地区の公民館に名称を変更するものでございます。

附則。施行期日、1、この条例は平成20年4月1日から施行する。

次のページをお願いします。関連しまして、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正です。2、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。別表第1、地区公民館の項中、月額を年額に、14万600円を6万4,000円に改め、同表分館長の項を削る。現在の地区館長、月額報酬14万600円を廃止し、新たに現在の分館長を地区公民館長とするため、年額報酬6万4,000円とするものでございます。

なお、これまで旧町ごとの地区公民館で実施しております成人大学、高齢者学級、生涯学習講座等につきましては、中央公民館の直轄により実施することとしております。

提案の理由としましては、公民館の組織再編を行い、より効率的な公民館活動を行う必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第20号、上天草市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

上天草市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。別冊の50ページからごらんいただきたいと思います。

上天草市立図書館条例の一部を改正する条例。上天草市立図書館条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中、上天草市立大矢野森記念図書館、上天草市大矢野町上1539番地。上天草市立松島図書館、上天草市松島町合津1476番23を、上天草市立中央図書館、上天草市松島町合津4276番23、上天草市立大矢野森記念図書館、上天草市大矢野町上1539番地に改める。公民館の組織を中央館、分館方式とするものでございます。

第4条の表を次のように改める。50ページをお願いします。姫戸図書館及び龍ヶ岳図書館の開館時間を午前10時から午後5時に改めるものです。第22条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。これは献本等の寄贈者の氏名、日付の表示を削除するものでございます。

この条例は平成20年4月1日から施行する。

提案の理由としましては、図書館の組織の再編により効率的な図書館活動を行うとともに、個人情報保護に配慮した運営を行う必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第21号から議案第22号まで、病院事務長。

○上天草総合病院事務長（松本 精史君） 議案書の51ページをお願いいたします。議案第21号について御説明いたします。上天草市立上天草総合病院職員の特殊勤務手当の支給に関する

条例を廃止する条例の制定について御説明いたします。

上天草市立上天草総合病院職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の廃止についてお願いするものでございます。また、この廃止に伴いまして、上天草市病院企業職員の給与の種類及び規準に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

説明資料の53ページの新旧対照表をお願いいたします。

第11条、特殊勤務手当は著しく危険、害、不健康または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつその特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給するというものでございます。

提案理由といたしまして、上天草市立上天草総合病院に関連する条例等の見直しに伴い、上天草市立上天草総合病院職員の特殊勤務手当の支給に関する条例を廃止する必要がある。これが議案を提出します理由でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。議案第22号について御説明いたします。議案第22号、上天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

上天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定をお願いするものでございます。

説明資料54ページをお願いいたします。第4条ただし書き中、同項第2号、副市長相当でございませけれども、それを同項第3号、教育長相当に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

提案理由といたしまして、熊本県市町村総合事務組合、市町村職員退職条例の一部改正に伴いまして関係規定を整備する必要があるとございます。これが議案を提出します理由でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第23号を総務部長。

○総務部長（川本 一夫君） 議案の53ページをお願いいたします。

議案第23号、平成19年度上天草市一般会計補正予算第3号について説明いたします。本議案につきましては別紙におきまして説明資料を配付してございますので、これを読み上げまして提案理由とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議案第23号、平成19年度上天草市一般会計補正予算第3号について説明いたします。

歳入歳出それぞれ5,811万7,000円を減額し、予算総額を155億3,364万2,000円とするものでございます。

第2表、繰越明許費については、翌年度への繰り越しとして市有管理財産事務事業ほか2事業6,610万円をお願いしております。

第3表、債務負担行為の補正は、広報上天草印刷業務委託ほか17件、1億843万6,000円をお願いしております。

第4表、地方債の補正は、事業費の確定に伴う各起債の補正でございます。

歳入予算の主なものといたしましては、10款市税4,062万2,000円の増額は、市民税では個人の滞納繰り越し分が771万4,000円の増額となりました。また法人分では、法人数及び事業所得の増加により1,514万9,000円の増額となっております。固定資産税3,167万4,000円の増額は、現年課税分では課税標準額の増加によるもので土地358万2,000円、家屋497万3,000円、償却資産882万4,000円の増額。滞納繰り越し分では1,368万9,000円の増額でございます。軽自動車税では滞納繰り越し分で22万円の増額、また市たばこ税では1,216万円の減額。入湯税は現年課税分では入り込み客数の減少により369万4,000円の減額。滞納繰り越し分で171万9,000円の増額となりました。

30款ゴルフ場利用税交付金は、ゴルフ場利用者の減少により171万9,000円の減額となりました。55款分担金及び負担金117万2,000円の増額は、農林水産業費分担金で、荒木浜地区補助整備事業参加農家分担金等22万9,000円の減額。負担金においては老人ホーム入所者及び扶養義務者負担金等140万1,000円の増額によるものです。

60款使用料及び手数料110万9,000円の増額では、使用料は漁港使用料、港湾使用料の増によりまして60万1,000円の増額。手数料は総務手数料の増により50万8,000円を増額いたしました。

65款国庫支出金4,307万5,000円の減額は、民生費国庫負担金で障害者自立支援関係給付費負担金3,623万円を減額し、保育所運営費国庫負担金1,818万4,000円を増額しました。土木費国庫補助金は環状西1号線の実績見込みと永浦樋合線改良事業の事業休止による1,210万円の減額です。総務費委託金は参議院議員選挙費の委託金の収入確定によりまして772万3,000円の減額となりました。

70款県支出金2,861万9,000円の減額は、民生費県負担金で障害者自立支援法関係給付費負担金1,461万3,000円。国民健康保険基盤安定負担金518万7,000円を減額し、保育所運営費県負担金190万8,000円を増額しました。総務費補助金では県地方バス運行等特別対策補助金の補助見直しに伴い454万2,000円の減額。民生費県補助金におきましては、障害者自立支援対策臨時特例交付金を初めとする社会福祉費補助金が、実績見込み及び補助規準額改正により789万3,000円の減額としました。衛生費県補助金では乳幼児医療助成事業補助金が119万8,000円の増額となりましたが、浄化槽設置整備事業補助金が187万3,000円の減額となっております。また、農林水産業費県補助金は、畜産振興事業の環境保全型総合対策補助金759万7,000円の増額が主なものです。県委託金では、徴税费委託金で400万円の増額。個人県民税徴収取り扱い件数の増加によるものであります。

75款財産収入193万9,000円の増額は、財産運用収入において市有財産貸しつけ収入が116万9,000円の減額。財産売り払い収入が旧姫戸町教員住宅売り払いにより310万8,000円の増額となっております。

80款寄付金107万円の増額は、ふるさと応援寄付金69万円とまちづくり事業推進寄付金38万円でございます。

8 5 款繰入金6,243万2,000円の減額は、事業費確定見込みによるまちづくり事業推進基金繰入金6,012万5,000円の減額が主なものでございます。

9 5 款諸収入331万6,000円の増額は、市税延滞金140万円の増額、市預金利子216万4,000円の増額及び雑入において健診個人負担金241万6,000円の増額。自主文化振興事業106万9,000円の増額によるものです。

9 9 款市債2,850万円の増額は、事業費の確定に伴い増減調整をいたしました。農林水産業債におきまして、荒木浜地区基盤整備県工事負担金ほか1件で240万円の減額。土木債が急傾斜事業県工事負担金130万円の増額。過疎対策事業債が大矢野北部地区広域農道県工事負担金ほか4件で1,120万円の減額。辺地対策事業債780万円の減額。自然災害防止事業債390万円の減額となっております。退職手当債は退職者の増によりまして5,300万円の増額を計上いたしました。

次に歳出について御説明いたします。今回、実績見込みによる人件費の補正及び事務経費の補正を主にお願ひしております。

人件費では、各種委員等報酬301万3,000円の減額。特別職給与費の136万8,000円の減額。一般職員給与費2,874万6,000円の減額。共済費459万9,000円の減額。退職者の増により退職手当組合負担金5,823万6,000円の増額で、合計2,051万円の増額です。各款項目ごとに報酬、給料、職員手当等及び共済費の増減額の補正をお願いしております。

次に主なものといたしまして、1 0 款議会費517万1,000円の減額では、普通旅費10万円、会議費用弁償115万円、需用費の印刷製本費ほか75万5,000円と会議録作成業務委託料240万円を減額いたしました。

1 5 款総務費 1 0 項総務管理費 1 0 目一般管理費4,950万8,000円の増額は、職員の勸奨退職者7人等による退職手当組合特別負担金5,796万2,000円の増額。需用費の例規集、法規書、法規書籍の加除代200万円の増額、参議院議員選挙費等の補助事業経費への振りかえによる郵便料450万円の減額によるものです。

3 0 目財産管理費368万7,000円の減額では、庁舎管理委託料128万円の減額。国道2 6 6号線改築事業に伴う龍ヶ岳地区の災害団地の移転地の用地取得費150万円の減額が主なものです。

4 5 目企画費364万8,000円の増額では、県のバス運行補助金の見直しに伴い地方バス運行費等特別対策補助金1,162万5,000円の増額、バス運行費補助金668万4,000円の減額をお願いしております。

5 5 目支所及び出張所費では、職員手当等112万9,000円、臨時職員の社会保険料13万4,000円、需用費の光熱水費41万6,000円や電信電話料14万9,000円を含め235万1,000円を減額しております。

7 0 目電子計算費では、需用費、役務費、電算システムの保守委託料及び電算システム構築費等で生じた不用額2,062万5,000円とA D S L環境整備負担金1,070万円を減額しています。

7 5 目地域づくり推進事業費では、1 3 地区のまちづくり推進事業活動補助金3,515万7,000円と、まちづくり事業推進助成金126万7,000円の減額が主なものでございます。

80目諸費87万円の減額は、住民自治活動費交付金の支出確定により減額いたしました。

15項徴税費10目税務総務費194万6,000円の減額は、一般職員給与費117万円の減額と、実績見込みによる事務経費の減額77万6,000円です。

25項選挙費1,492万3,000円の減額は、参議院議員選挙費、県議会議員選挙費、市議会議員選挙費等の支出確定により減額しております。

20款民生費10項社会福祉費10目社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計基盤安定繰出金619万4,000円の減額。国民健康保険特別会計安定化支援繰出金7,200万円の増額と、介護保険特別会計繰出金106万8,000円を減額いたしました。

20目障害福祉費では、実績見込みによる障害者扶助費7,233万4,000円の減額を計上しております。

25目老人福祉費は、老人ホーム保護措置費200万円の減額、高齢者生活支援経費190万3,000円の減額、介護保険低所得者対策扶助費95万円を減額いたしました。

35目老人医療給付費は、老人保健医療特別会計繰出金4,151万7,000円の増額を計上しております。

15項児童福祉費15目児童措置費307万6,000円の増額では、一般職員給与費及び事務経費の減額と、認可保育園交付金の国運営費単価改正による1,160万円の増額をお願いしております。

20目児童手当費945万円の減額及び25目母子福祉費590万円の減額は、事業確定に伴う児童手当の減額でございます。

25款衛生費10項保健衛生費20目予防費679万5,000円の減額は、予防接種健診事業の実績による減額です。

20目乳幼児医療費は、乳幼児医療費助成金522万7,000円の増額をお願いしております。

30目環境衛生費では、実績見込みによる合併処理浄化槽処理設置助成補助金568万1,000円の減額を計上いたしました。

35款農林水産業費10項農業費20目農業振興費166万5,000円の減額では、果樹共済補助金27万7,000円の増額、園芸新産地育成対策事業補助金100万円及び認定農業者支援事業補助金70万円は精算により減額をお願いしております。

25目畜産業費では、大矢野堆肥センター改修費改修事業補助金594万円の増額。市単独事業として補助金を計上しておりましたが、県の補助事業採択により総事業費を調整いたしました。繁殖牛供給センター、産肉牛検定センター建設事業補助金は、事業費減により106万8,000円の減額をお願いしております。

30目農地費1,316万円の減額では、ふるさと農道施設用地確認、東浦農道の各委託料105万円の減額。工事請負費180万円の減額は、事業の精算によるものでございます。また、大矢野北部農道、荒木浜基盤整備事業、中央農免農道の県工事負担金及び土地改良連合会負担金924万7,000円の減額をお願いしております。

40目施設管理費117万4,000円の減額では、施設管理事業の委託料精算により117万4,000円

の減額をお願いしております。

20項水産業費15目水産振興費493万4,000円の減額では、魚礁設置事業の工事請負費378万9,000円の精算による減額をお願いしております。

40款商工費10項商工費20目観光費は、各観光施設の維持管理費等で生じた不用額271万円を減額しております。

45款土木費10項土木管理費10目土木総務費460万7,000円の減額は、人件費と下水道会計繰出金の実績見込みによる減額です。

15項道路橋梁費15目道路新設改良費2,148万9,000円の減額は、環状西1号線の実績見込みと永浦樋合線改良工事の事業休止による減額です。

20項河川費75万円、25項港湾費123万3,000円、30項都市計画費119万3,000円の減額は、事業実績見込みによる減額です。

35項住宅費125万6,000円の減額は、民間アスベスト建築物改修事業補助金等の減額です。

50款10項消防費15目非常備消防費585万3,000円の減額は、消防団員出動回数の減少及び施設整備改善費等の支出見込みにより減額いたしました。

55款教育費10項教育総務費15目事務局費では、職員の人件費のほか、放課後学校補助金63万2,000円を減額しました。

20目教育振興費では、ALTの帰国旅費93万5,000円を減額しております。

15項小学校費10目学校管理費では、嘱託職員等の人件費を減額し、今津小プール改修工事費の確定により125万円を減額しました。

15目教育振興費では、パソコンリース料30万3,000円を減額しております。

20項中学校費10目学校管理費では、光熱水費を200万円減額。事務用機器リース料等も97万5,000円減額いたしました。

15目教育振興費では、パソコンリース料85万円を減額しております。

25項社会教育費10目社会教育総務費では、需用費等を減額し、県指定文化財、永目のアコウの木枝打ち作業手数料25万円を増額いたしました。

15目公民館費では、地区公民館長不在分の報酬61万円、講師謝礼66万5,000円を減額。アロマ事務所のパーティション購入費61万8,000円を計上いたしました。

25目文化振興費では、劇団わらび座等の委託料176万1,000円を減額しております。

30項保健体育費20目学校給食費では、職員手当等107万8,000円を減額。

25目スポーツ振興施設事業費では、大矢野総合スポーツ公園のグラウンド改修設計管理委託料を67万円減額しております。

60款災害復旧費10項農林水産施設災害復旧費20目林業施設等災害復旧費139万6,000円の減額では、林業施設災害復旧事業の工事請負費135万9,000円の精算による減額でございます。

65款公債費10項公債費10目元金は、民間資金繰上償還金4,670万2,000円の増額をお願いしております。

15目利子800万円の減額では、償還利子の確定による減額です。

70款諸支出金20項基金費15目減債基金費5,000万円の減額は、基金積立金から地方債繰上償還金への組み替えに伴う減額でございます。

30目まちづくり事業推進基金費の増額は、寄付金38万円の基金への積み立てでございます。

96目環境保全基金費77万2,000円の増額は、環境保全協力基金への積み立てでございます。

97目ふるさと応援基金費の増額は、寄付金69万円の基金への積み立てでございます。

75款予備費9,893万3,000円の増額は、歳入歳出の調整額でございます。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第24号から議案第28号まで、健康福祉部長。

○健康福祉部長（川下 伸一君） 54ページをお願いします。

議案第24号、平成19年度上天草市国民健康保険特別会計補正予算第3号です。平成19年度上天草市国民健康保険特別会計補正予算第3号を別冊のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございます。これが議案を提出する理由であります。

別冊の91ページをお願いいたします。議案第24号、平成19年度上天草市国民健康保険特別会計補正予算第3号です。平成19年度上天草市国民健康保険特別会計補正予算第3号は次に定めるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,322万8,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億8,434万5,000円とするものでございます。内容につきましては事項別明細により説明いたします。96ページをお願いいたします。

補正予算の主なものといたしまして、保険給付費の増額に伴う歳入不足による補正予算でございます。

歳入から説明いたします。25款国庫支出金9,484万7,000円の減額です。これは医療費負担金と財政調整交付金でございます。

30款県支出金266万6,000円の増額です。

35款療養給付費交付金3,213万5,000円の減額です。

40款共同事業交付金4,531万4,000円の減額であります。

55款繰入金6,508万6,000円の増額です。

65款諸収入116万6,000円の増額です。

70款市債6,000万円の増額であります。

歳出について説明いたします。97ページをお願いいたします。

10款総務費32万4,000円の減額です。

15款保険給付費1,533万2,000円の増額です。

30款共同事業拠出金1,380万5,000円の増額です。

35款保健事業費226万6,000円の減額です。

50款諸支出金7,238万7,000円の増額です。これは国庫支出金の返納金でございます。

55款予備費1億4,216万2,000円の減額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

次に議案第25号、平成19年度上天草市老人保健医療特別会計補正予算第2号です。平成19年度上天草市老人保健医療特別会計補正予算第2号を別冊のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございます。これが議案を提出する理由でございます。

別冊の104ページをお願いいたします。議案第25号、平成19年度上天草市老人保健医療特別会計補正予算第2号です。平成19年度上天草市老人保健医療特別会計補正予算第2号は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の総額はわかりません。内容につきましては106ページのほうで説明をさせていただきます。

今回の補正の主なものとしましては、国、市負担金を調整し、その補正予算でございます。

歳入から説明をいたします。10款支払基金交付金3,025万3,000円の増額です。

15款国庫支出金7,177万円の減額です。

25款繰入金4,151万7,000円の増額でございます。これは一般会計からの繰入金でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

次に議案第26号です。平成19年度上天草市診療所特別会計補正予算第3号です。平成19年度上天草市診療所特別会計補正予算第3号は別冊のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございます。これが議案を提出する理由でございます。

別冊の108ページをお願いいたします。議案第26号、平成19年度上天草市診療所特別会計補正予算第3号です。平成19年度上天草市診療所特別会計補正予算第3号は次に定めるものでございます。

既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ61万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ6,579万円とするものでございます。内容につきましては事項別明細のほうで説明いたします。111ページをお願いいたします。

今回の補正の主なものとしましては、診療所収益の増額による補正でございます。

歳入から説明いたします。10款事業収入101万円の増額です。

25款繰入金39万8,000円の減額です。

歳出について説明いたします。10款総務費61万2,000円の増額です。

以上で説明を終わります。よろしく御審議ください。

次に議案第27号、平成19年度上天草市国民健康保険特別会計直営診療施設勘定補正予算

第3号です。平成19年度上天草市国民健康保険特別会計直営診療施設勘定補正予算第3号は別冊のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。これが議案を提出する理由でございます。

予算書の113ページをお願いいたします。議案第27号、平成19年度上天草市国民健康保険特別会計直営診療施設勘定特別会計補正予算第3号です。平成19年度上天草市国民健康保険特別会計直営診療施設勘定特別会計補正予算第3号は次に定めるところによるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ278万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,035万2,000円とするものでございます。内容につきましては116ページのほうで説明いたします。今回の補正予算につきましては、診療収益の増額によるものでございます。

歳入から説明いたします。10款診療収入278万8,000円の増額です。

歳出について説明いたします。10款総務費7万2,000円の減額です。

15款医業費281万9,000円の増額です。

30款予備費4万1,000円の増額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議ください。

次に議案第28号、平成19年度上天草市介護保険特別会計補正予算第3号です。平成19年度上天草市介護保険特別会計補正予算第3号を別冊のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。これが議案を提出する理由でございます。

予算書の119ページをお願いします。議案第28号、平成19年度上天草市介護保険特別会計補正予算第3号です。平成19年度上天草市介護保険特別会計補正予算第3号は次に定めるところによるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,759万6,000円とするものでございます。今回の補正をお願いしているのは、平成20年度から始まる後期高齢者医療及び介護保険料の激変緩和措置のためのシステム改修と不用額の減額が主なものでございます。内容につきましては123ページで説明いたします。

歳入から説明いたします。20款国庫支出金70万8,000円の増額です。システム改修の国庫負担分でございます。

45款繰入金106万8,000円の減額です。

次に歳出について説明いたします。10款総務費66万3,000円の減額です。

25款基金積立金8,200万円の増額です。介護給付費の準備積立金でございます。

35款諸支出金30万3,000円の増額です。

40款予備費8,200万円の減額です。

以上で説明を終わります。よろしく御審議ください。

○議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第29号を企画観光部長。

○企画観光部長（石炭 芳邦君） 議案書の59ページをお願いいたします。

議案第29号、平成19年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算第3号。平成19年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算第3号を別冊のとおり定める。

提案理由でございますが、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

内容について御説明いたします。補正予算書の129ページをお願いいたします。

議案第29号、平成19年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算でございます。歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ250万6,000円を増額いたしまして、歳入歳出それぞれ4,695万7,000円とするものでございます。今回お願いしておりますのは、ほかの会計と同様に歳入予算の未収入額と歳出予算の不用額、それにメモリアルホールの基金積み立てをお願いしております。

内容について御説明いたします。132ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、10款事業収入250万6,000円でございますが、これは旅行代理店のクーポン券等の入館料の増額でございます。

次に歳出でございます。10款総務費の217万6,000円の減額でございますが、これは一般管理費の需用費や役務費等で生じた不用額の減額でございます。

15款施設整備費で11万円の減額でございます。これは作業員の賃額の減額が主なものでございます。

20款諸支出金1,200万円の増額でございますが、これはメモリアルホールの基金積立金でございます。その調整を50款予備費で調整させていただきました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第30号を建設部長。

○建設部長（鬼塚 憲雄君） 議案書の60ページです。

議案第30号、平成19年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第3号です。平成19年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第3号を別冊のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があり提出するものでございます。

補正予算書の136ページをお願いいたします。平成19年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第3号を次に定めるところによる。第1条、歳入歳出それぞれ903万3,000円を減額し、歳入歳出予算総額を5億4,009万6,000円とする予算でございます。内容につきましては次項別明細書で説明いたします。140ページをお願いいたします。

歳入でございますが、15款分担金及び負担金10目公共下水道事業分担金、今回補正額140万円。受益者の分担金の増額によるものでございます。

20款使用料及び手数料10目公共下水道手数料17万8,000円ですが、登録手数料の増加によるものでございます。

25款繰入金10目一般会計繰入金で391万1,000円の減額ですが、歳出予算減額に伴うものでございます。

30款市債670万円の減は、事業量の減によるものでございます。

次に歳出でございますが、141ページ、10款公共下水道費10目下水道建設費652万5,000円の減額補正ですが、委託料、工事請負等の事業費の確定に伴う減額でございます。

142ページ、15項下水道管理費10目下水道管理費3万2,000円の増額は、前納奨励金の増額、それから15目処理場管理費は事業の確定に伴う134万円の減額でございます。

20款公債費で起債償還利子の確定に伴い、120万円の減額でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第31号を病院事務長。

○上天草総合病院事務長（松本 精史君） 議案書の61ページをお願いいたします。

議案第31号について御説明いたします。議案第31号、平成19年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算第2号でございます。平成19年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算第2号を別冊のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

別冊補正予算書2ページをお願いいたします。

中ほどの第1款資本的収入を3億4,140万円増額いたしまして、4億8,267万8,000円とするものでございます。理由といたしまして、平成元年度に病院建築債7.3%で借入れをしていたものを公的資金補償金免除繰り上げ償還の借りかえ債等で増額をお願いするものでございます。

次の資本的支出の第2項企業債償還におきましても、公的資金補償金免除繰り上げ償還に係る3億4,060万円の増額をお願いするものでございます。

第3条予算、第5条に定めた企業債の目的。医療機械整備及び繰り上げ償還に係る借りかえ。企業債の限度額3,040万円を3億7,180万円にそれぞれ改めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第32号を総務部長。

○総務部長（川本 一夫君） 議案の62ページをお願いいたします。

議案第32号、平成20年度上天草市一般会計予算について説明いたします。本議案につきましても別紙にて配付しておりますので、これを読み上げさせていただきまして説明にかえさせていただきます。

20年度一般会計予算でございます。歳入歳出の総額をそれぞれ145億4,100万円と定めるも

のでございます。リバイバルプランを確実に遂行するとともに、創意と工夫をもってプラン以上の成果を上げるよう予算編成に取り組みました。

歳入では、地方財政計画に基づいた一般財源の積算に努め、歳出では事務事業全般の見直しにより前年度比2.8%の減となっております。

第2表地方債では、起債の限度額を10億7,200万円とお願いし、利率、借り入れ先、償還の方法は前年どおりでございます。

歳入の主なものといたしまして、10款市税は23億7,138万3,000円。前年度比較で2,735万5,000円の増額計上となりました。市民税の法人税、固定資産税においては増額が見込めますが、市たばこ税、入湯税及びゴルフ場利用税交付金においては、利用者数等の減少により減額となりました。

45款地方交付税は73億5,000万円、前年度比で5,000万円の減額となりました。普通交付税は地方財政計画により前年度同額の69億円を、また特別交付税は5,000万円の減額の4億5,000万円を計上いたしました。

60款使用料及び手数料6,028万6,000円、前年度比で2,063万8,000円の減額は、10項使用料において指定管理者移行に伴うキャンプ場等使用料1,013万1,000円。社会体育施設使用料1,036万8,000円の減額です。

65款国庫支出金10億2,755万7,000円。前年度比で2,341万円の減額は、15項国庫補助金25目農林水産業費国庫補助金で漁港費補助金750万円の減額、30目土木費国庫補助金で道路橋梁費補助金2,255万円の増額、20項委託金10目総務委託金で参議院議員選挙費委託金3,285万3,000円を減額いたしました。

70款県支出金13億6,018万2,000円、前年度比で1億8,145万1,000円の増額です。

10項県負担金10目民生費負担金では、平成20年度から設置される後期高齢者医療特別会計繰出金の財源として1億144万7,000円を新規に計上しております。

15項県補助金10目総務費県補助金で合併特例債交付金1億2,000万円の減額。25目農林水産業費件補助金の農業費補助金では、経営構造対策事業補助金を2,000万5,000円増額し、林業費では木材林業産業振興施設整備事業1億7,600万円を新規に計上いたしました。漁港費補助金では湯島、大道、干切、野釜漁港の建設費1,675万円を増額。また、並型魚礁設置事業2,500万円を水産業費補助金から移行して計上しております。

20項委託金10目総務費補助金で県議会議員選挙費委託金2,391万8,000円を減額いたしました。

75款財産収入3,851万1,000円、前年度比1,047万3,000円の減額では10項財産運用収入においては前年度に比較して452万4,000円の増額ですが、15項財産売り払い収入において土地開発公社精算金1,810万円を減額いたしました。

85款繰入金2億3,015万6,000円、前年度比1億2,320万3,000円の減額では、地域福祉基金繰り入れ5,425万円の減額。姫戸地区土地造成基金繰り入れ6,830万円の減額をお願いしております。

す。

9 5 款諸収入では2億3,361万1,000円、前年比1,661万1,000円の減額で、2 5 項貸付金元利収入で奨学資金貸付収入、ふるさと融資貸付元金収入等の減で、1,252万1,000円の減額。

3 5 項雑入 1 5 目雑入総務費雑入で I C カード標準システム構築助成金3,000万円を減額し、農林業費雑入で土地改良施設維持管理適正化事業交付金 4 カ所で4,536万円を計上いたしました。

9 9 款市債は10億7,000万円、前年比6,130万円の減額です。臨時財政対策債は市債計画により5,000万円を減額しております。農林水産業債2,740万円の減額は、主に農業基盤整備事業における県営事業の完了及び事業費の減によるものです。過疎対策事業債4,190万円の増額は、主に農道整備事業県工事負担金2,430万円の増額と、市道整備事業の2,580万円の増額によるものです。また、退職手当特別負担金への財源として、退職手当債8,000万円をお願いしております。

次に歳出の主なものといたしまして、1 0 款議会費は1億9,033万9,000円、前年比で287万3,000円の減額は、議事録作成経費245万4,000円の減額です。

1 5 款総務費は19億7,049万4,000円、前年比3億1,055万9,000円の減額計上です。

1 5 項総務管理費 1 0 目一般管理費4億9,100万8,000円、前年度比3,495万4,000円の減額は、収入役の任期満了に伴う減額及び特別職手当削減による1,257万3,000円の減額。職員数の減と期末手当削減による一般職員人件費1,559万1,000円の減額。

1 3 節委託料で行政評価制度研修委託料の外部研修完了によって695万1,000円を減額いたしました。

2 5 目文書広報費は、市報の発行経費として518万2,000円を計上しております。

3 0 目財産管理費は、庁舎管理経費を見直し、前年度比で489万7,000円の減額の4,504万4,000円を計上いたしました。

4 0 目窓口センター費は、人件費、消費的経費を減額し、2億628万1,000円の計上をいたしました。

4 5 目企画費は1億5,859万円を計上しております。地方バス運行費等対策補助金で地域開発特別会計への繰出金等が主なものでございます。

5 5 目支所及び出張所費は2億849万9,000円、前年比で716万6,000円の減額。庁舎管理費、消費的経費等を865万円減額です。

7 0 目電子計算費では、2億4,402万7,000円、前年比で9,285万5,000円の減額。A D S L 環境整備負担金6,000万円、小中学生の安全対策として実施した I C カード標準システム実証実験事業3,000万円の減額が主な要因でございます。

7 5 目地域づくり推進事業費は7,706万8,000円を計上。重点施策の一つであります 1 3 地区まちづくり経費として7,200万円。地域づくり人づくり夢づくり事業に5,100万5,000円。

8 5 目諸費では住民自治活動費交付金4,501万2,000円を計上いたしております。

1 5 項徴税费 1 0 目税務総務費では1億1,822万5,000円、前年度比で2,101万2,000円の減額。職員人件費1,558万7,000円、固定資産の宅地評価業務委託料等483万6,000円を減額いたしまし

た。

20項戸籍住民基本台帳費の7,004万5,000円は、戸籍住基事務事業を計上しております。

25項選挙費は633万円、前年度比7,901万2,000円の減額は、熊本県議会議員選挙費、市長、市議会議員選挙費のほか、参議院議員選挙、農業委員会委員選挙費の減額によるものです。

30項統計調査費2,157万4,000円は、漁業センサス、住宅統計調査費を計上でございます。

20款民生費は43億7,044万4,000円、前年比4,508万4,000円の増額計上となっております。

10項社会福祉費 10目社会福祉総務費9億8,096万5,000円、主なものは社会福祉総務費の一般事務費と民生委員会、社会福祉協議会、シルバー人材センターの運営補助金を計上しております。また、繰出金として国民健康保険特別会計へ4件、合計で2億9,859万2,000円、国保直営診療施設勘定へ1,196万2,000円、介護保険特別会計へ3億7,857万7,000円を計上です。

15目社会福祉施設費1億4,861万9,000円は、老人ホーム和光園の一般事務費と運営管理費、また老人福祉センターの指定管理委託料を計上しております。

20目障害者福祉費6億1,652万7,000円。主なものは自立支援法による在宅での居宅生活支援と施設訓練支援の補助費でございます。内訳は、厚生医療給付費3,160万円、重身医療費1億485万6,000円、特別障害者扶助費2,006万2,000円、介護給付費3億5,998万7,000円、訓練等給付費4,494万円でございます。

25目老人福祉費7,061万4,000円の主なものは、13節委託料で689万円、19節負担金補助で2,118万8,000円、20節扶助費3,869万円でございます。委託料では、軽度支援援助事業、緊急通報システム管理、配食事業等の委託料でございます。負担金補助では老人クラブ補助金、敬老行事補助金が主なものでございます。扶助費は上天草市以外の老人ホームの利用者、7施設18人分の保護施設費でございます。

35目老人医療給付費6,055万4,000円。老人保健特別会計への繰出金5,855万3,000円とレセプト点検業務の嘱託職員の人件費の計上でございます。

45目後期高齢者医療費5億6,101万7,000円。これは20年度からの新規事業でございます。主なものは、後期高齢者広域連合への市負担金4億2,527万6,000円と特別会計への繰出金1億3,574万1,000円でございます。

15項児童福祉費 10目児童福祉総務費442万1,000円。主なものは家庭児童相談委員と婦人相談委員の報酬です。

15目児童措置費12億6,350万8,000円では、7カ所の公立保育園の運営費と民間の13の認可保育園の交付金7億8,430万7,000円が主なものでございます。

20目児童福祉費2億4,212万円では、小学校修了までの児童を養育している人に支給される児童手当を計上しております。

25目母子福祉費1億6,992万1,000円。主なものは母子家庭への支援として児童扶養手当と母子、父子家庭の医療費助成費を計上しております。

20項生活保護費 10目生活保護総務費302万1,000円。主なものは医療補助に伴うレセプト

点検嘱託職員の報酬を計上しております。

1 5 目扶助費2億2,805万1,000円では、生活保護支給対象者の扶助費を計上しています。

2 5 目災害救助費の205万円は、火災や風水害に伴う見舞金でございます。

2 5 款衛生費では、14億9,724万8,000円、前年度比で8,573万6,000円の減額計上です。

1 0 項保健衛生費 1 0 目保健衛生総務費1億9,009万7,000円で、主なものは嘱託員報酬委託料で妊婦一般健診等の健診委託料を、また負担金補助繰出金では夜間緊急医療の運営負担金525万円、診療所特別会計繰出金1,675万円を計上しております。

2 0 目予防費8,921万2,000円、これは基本健診等予防接種の委託料及び負担金補助が主なものでございます。内訳は、予防接種料2,737万7,000円、健康増進法健診4,662万1,000円、インフルエンザ補助金700万円でございます。

2 5 目幼児費委託医療費の5,567万1,000円は、0歳から就学前までの乳幼児の医療費の一部助成でございます。

3 0 目環境衛生費1億2,273万円では、従来からの浄化槽の設置補助及び生活排水溝工事等並びにEMによる生活環境改善事業として計上しております。

1 5 項清掃費 1 0 目清掃総務費6億7,953万8,000円では、ごみ処理し尿処理事業9,669万1,000円、天草広域連合清掃費負担金4億4,059万4,000円、上天草衛生施設組合負担金1億4,225万3,000円を計上しております。

2 5 項病院費 1 0 目病院費2億9,000万円では、企業債元金利子8,478万8,000円、救急施設負担金1,381万1,000円、看護師養成負担金5,200万円、医療費支援補助金2,000万円等でございます。

2 5 項水道費 1 0 目水道費7,000万円は上水道事業の補助金です。

3 5 款農林水産業費は12億6,515万5,000円、前年比1億5,003万5,000円の増額となりました。

1 5 項農業費 1 0 目農業委員会費4,163万円では、農業委員の21人の報酬、農地基本台帳整備、農地移動あっせん、農地流動化推進事業、農業者年金事業などを計画しております。農業委員は昨年度から4人の減員となっております。

2 0 目農業振興費9,023万2,000円、前年度比476万2000円の増額で、主な事業は農業振興事務事業の19節負担金補助及び交付金で、園芸新産地育成対策事業補助金600万円、中山間地域等直接支払事務事業の19節交付金1,167万4,000円、経営構造対策事業の19節複合経営促進施設補助金6,000万円を計上しております。

2 5 目畜産業費205万5,000円、前年比789万6,000円の減額。主な事業は19節の酪農振興対策補助金150万円でございます。

3 0 目農地費1億7,593万5,000円、前年度比3,621万6,000円の減額でございます。主なものは、13節委託料1,005万円は農業農村整備事業の大矢野ふるさと農道委託料ほかです。19節負担金補助金及び交付金1億5,617万9,000円では、県営事業負担金として大矢野北部広域農道事業1,200万円、荒木浜基盤整備事業600万円、大維農道整備事業5,000万円、上島中央地区広域農道

事業837万2,000円を計上しております。また、農業農村整備事業で市単独耕地事業補助金1,000万円、維和開発促進期成会補助金438万5,000円、土地改良事業償還金として県営、団体営土地改良事業償還金補助4,996万8,000円、教良木土地改良区償還金補助700万4,000円及び施設管理費補助350万円を計上しております。

35目農道維持費344万3,000円は、主に15節工事請負費で大維農道、南部農道の維持工事でございます。

40目施設管理費の1,910万7,000円には、需用費1,345万7,000円、主に排水機場10カ所の維持管理費として計上しました。

50目地籍調査費では9,523万9,000円を計上しております。前年比339万1,000円の増額となりました。維和地区蔵々、千束、12の字、1.58平方キロメートル1,400筆の一筆調査を計画しております。

55目土地改良施設適正化事業費5,848万5,000円、前年度比4,146万2,000円の増額となりました。主な事業は15節工事請負費で広崎排水機場改修2,150万円、日守ため池改修1,037万円、合津排水機場改修990万円、今津排水機場改修575万円。19節負担金補助及び交付金で適正化事業拠出金727万2,000円を計上です。

15項林業費15目林業振興費2億921万6,000円、前年度比1億7,332万1,000円の増額です。主な事業として13節委託料1,634万1,000円のうち1,018万円は松くい虫防除委託、衛生伐採委託料等です。19節負担金補助及び交付金では国庫補助金に受け入れ分として、木材林業産業振興施設整備事業補助金1億7,600万円を計上いたしました。

20項水産業費15目水産振興費5,509万7,000円は、主な事業は姫戸牟田地区並型魚礁設置事業2,863万1,000円、水産振興対策補助金として漁船保険近代化資金利子補給、稚魚放流推進等に1,630万円を計上しております。

20目漁港管理費として736万9,000円を計上いたしました。主に漁港施設及び浄化槽維持管理、待合所管理委託等です。

25目漁港建設費では3億9,746万6,000円。主な事業として、15節工事請負費で湯島漁港7,635万円、干切漁港1億4,440万円、大道漁港6,670万円。また、交付金事業で野釜漁港940万円を補助事業として計上いたしました。防災事業として下貫漁港海岸保全事業3,780万円などの整備を計画しております。

40款商工費では、2億2,931万3,000円、前年度比1,557万6,000円の減額計上です。

10項商工費15目商工振興費5,162万3,000円では、企業誘致の活動費用として615万1,000円、商工会や各種協議会等への負担金補助2,047万2,000円と、中小企業短期融資貸付金2,500万円を計上です。

20目観光費では1億295万1,000円、パンフレット作成や各観光施設の維持管理費として1,589万5,000円。キャンプ場等の指定管理や観光施設の清掃委託料等で4,910万2,000円。また負担金補助では観光協会への補助や各種イベント等の補助2,173万5,000円を計上いたしました。

45款土木費では、9億3,571万8,000円、前年度比4,795万円の減額計上となりました。

10項土木管理費10目土木総務費は3億7,274万1,000円で、下水道事業、物揚場造成事業への繰出金が主なものでございます。

15項道路橋梁費10目道路維持費は4,628万5,000円で、工事請負費3,500万円は道路維持工事12カ所、修繕箇所30カ所を予定しております。

15目道路新設改良費は1億7,619万5,000円で、工事請負費8,775万円は交付金事業で、樋合永浦線を継続して、また環状北線を新規事業として整備するとともに起債事業で12路線を整備することとしております。交付金事業で永浦樋合線、環状西1号線を継続して整備するとともに起債事業で13路線を整備することとしております。事業促進のための用地購入費を17節公有財産購入費で996万1,000円を計上しております。県営事業の負担金として19節に920万円を計上、20目橋梁維持費では535万5,000円、橋梁補修工事の2件分であります。

25目道路舗装費は4,917万2,000円、工事請負費3,500万円は14路線を整備します。ほかは直営舗装の経費であります。

30目交通安全施設費は315万円で道路の安全管理に努めるための工事でございます。

20項河川費10目河川管理費は2,057万円で樋門の管理委託費、河川の維持補修、県営事業の海岸保全事業、急傾斜事業の負担金等でございます。

25項港湾費10目港湾管理費は1,335万円、これは県管理漁港3港、市管理港10港分の施設管理に必要な経費であります。

15目港湾建設費は1億9,438万3,000円で、樋島港、江樋戸港を継続して改修事業で整備することとしております。19節に永目港埋め立て工事に係る県負担金3,990万円を計上しております。

20目海岸保全費では800万円で防災工事として市管理港湾を整備するものでございます。

30項都市計画費10目都市計画総務費は2,648万7,000円で、職員4名分の人件費です。

15目公園管理費は172万6,000円で、カントリーパークの維持管理費でございます。

20目公園建設費は200万円で、上天草カントリーパーク花海好の周辺の市道を整備することとしております。

35項住宅費10目住宅管理費は728万円で、市営住宅の日常管理費でございます。

15目住宅建設費は884万4,000円で、住宅2棟の改善に係る委託料、工事請負費が主なものでございます。

50款消防費6億1,655万7,000円、前年度比712万円の増額となりました。

10目常備消防費では4億8,530万5,000円で、天草広域連合消防費負担金は1,136万円の増額となりました。

15目非常備消防費は1億40万1,000円、前年度比633万円の減額となりました。これは消防団組織改変による報酬の減額及び消防団施設補助金改定によるものです。

30目防災管理費2,784万6,000円では、防災行政無線龍ヶ岳庁舎デジタル操作卓整備工事経

費390万円、防災情報ネットワーク整備に係る県への負担金102万3,000円を計上です。

55款教育費は10億495万円、前年比で1億2,389万3,000円の減額。

10項教育総務費10目教育委員会費では、委員の報酬負担金233万7,000円を計上です。

15目事務局費は教育長及び学務課職員の人件費のほか、いじめ問題アドバイザー報酬86万4,000円、ごみ収集委託料380万円、放課後学校補助金320万円、合計で1億1,828万6,000円でございます。

20目教育振興費では、外国人英語指導助手の報酬1,135万8,000円、教職員人材育成事業費総額で1,468万2,000円を計上です。

25目奨学資金費では貸付金1,932万円、特別給付金240万円、計2,175万3,000円です。

30目教職員住宅管理費では104戸の維持補修償還金等で720万円。

15項小学校費10目学校管理費では、16、小学校の一般管理事務事業で2億2,536万6,000円。主なものといたしましては江後分校解体工事1,050万円、図書購入費184万円を計画しております。

15目教育振興費では学校教材補助、要保護、準要保護の就学援助、IT促進、部活動補助等で3,640万円計上。

20項中学校費10目学校管理費では、9中学校の一般事務事業費で1億1,865万7,000円。主なものは嘱託職員報酬1,230万1,000円、図書購入費405万円を計画しております。

15目教育振興費では、学校教材補助、要保護、準要保護就学補助、IT促進、部活動補助等で2,930万7,000円です。

25項社会教育費10目社会教育総務費6,888万9,000円では、文化財保護、生涯学習推進、女性PTA青少年育成等の所要経費を計上しております。

15目公民館費では、中央館、地区館の活動費等で3,278万2,000円を計上しております。

20目図書館費では、各図書館の司書人件費1,113万3,000円、図書購入費508万円等で2,132万円を計上しました。

25目文化振興費では、自主文化事業、文化協会補助金等で349万8,000円を計上。

30目人権教育推進費では、人権教育推進協議会補助金等で62万7,000円を計上。

30項保健体育費10目保健体育総務費では各種スポーツ大会事業費のほか、体育協会補助金855万円、総合型地域スポーツクラブ助成金237万5,000円、パールラインマラソン大会補助金332万5,000円で、4,171万4,000円を計上。

15目体育施設費では各施設の維持管理費と運営費として902万2,000円を計上。

20目学校給食費では給食調理員の報酬、各調理施設の維持管理費等で1億8,963万9,000円を計上しました。

25目スポーツ振興施設事業費では大矢野総合スポーツ公園管理委託料2,489万6,000円、松島総合運動公園管理委託料3,136万5,000円、大矢野総合スポーツ公園グラウンド改修事業700万円等を計上しました。

60 款災害復旧費は緊急時の機械借り上げ、原材料等134万1,000円を計上。

65 款公債費は24億158万円、前年比で6,098万8,000円の減額。平成19年度に実施予定の繰り上げ償還により元金償還額は1,607万3,000円の減額。利子償還額は4,491万5,000円の減額。

70 款諸支出金では3,768万5,000円、基金利子の積立金768万5,000円と減債基金への積立金3,000万円でございます。

75 款予備費は2,017万6,000円、前年度比1,154万円の減額計上となりました。一般の人件費は20年度当初職員数369名、19年度より21名の減少のため、総額29億7,531万4,000円、前年比で2億3,953万9,000円の減額計上となりました。その内訳といたしましては、給与で9,750万7,000円、職員手当で1億2,439万6,000円、共済費で1,763万6,000円が内訳でございます。すべて減でございます。

以上が予算の概要でございます。よろしくお願いたします。

○議長（渡辺 稔夫君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時44分

○議長（渡辺 稔夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第33号から議案第37号まで、健康福祉部長。

○健康福祉部長（川下 伸一君） 63ページをお願いします。

議案第33号、平成20年度上天草市国民健康保険特別会計予算。平成20年度上天草市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

提案理由。予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。これが議案を提出する理由でございます。

223ページをお願いします。議案第33号、平成20年度上天草市国民健康保険特別会計予算。平成20年度上天草市の国民健康保険特別会計予算は次に定めるものでございます。

第1条で定めています歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51億1,087万5,000円と定めるものでございます。内容につきましては229ページで説明をいたします。

歳入から説明いたします。10 款国民健康保険税10億954万3,000円。これは一般被保険者の保険税と対象者分の保険税でございます。

20 款使用料及び手数料60万円。督促手数料でございます。

25 款国庫支出金15億7,874万7,000円。これは医療給付費負担金と高額療養費共同負担金でございます。

30 款県支出金2億5,243万6,000円。高額医療費の共同負担金と財政調整交付金でございます。

35 款療養給付交付金2億994万4,000円。退職者の医療費でございます。

37 款前期高齢者交付金10億8,813万6,000円。新制度の前期高齢者の交付金でございます。

40 款共同事業交付金6億4,410万8,000円。共同事業交付金と保険財政共同安定事業交付金で

ございます。

5 5 款繰入金3億1,629万6,000円。財政調整基金繰入金と保険基盤安定繰入金、出産育児金の一時金の繰入金でございます。

6 0 款繰越金100万円。

6 5 款諸収入1,005万5,000円、第三者納付金でございます。

次に歳出について説明いたします。1 0 款1,943万9,000円。医療適正化の特別対策費でございます。

1 5 款保険給付費21億929万9,000円。一般療養給付費、退職者療養給付費でございます。

1 7 款後期高齢者支援金5億414万8,000円。後期高齢者の運営支援金でございます。4割分でございます。

1 8 款前期高齢者納付金12億5,640万円。医療給付金、6 5 歳から7 4 歳までの分でございます。

2 0 款老人保健拠出金1億6,130万4,000円。医療給付費負担金でございます。

2 5 款介護給付費2億8,877万8,000円。医療給付費の負担金でございます。

3 0 款共同事業拠出金6億7,172万7,000円。高額医療費の共同拠出金と保険財政安定基金の拠出金でございます。

3 5 款保険事業費3,489万9,000円。特定健診の委託料でございます。

5 0 款諸支出費2,840万5,000円。上天草病院などの繰出金でございます。

5 5 款予備費3,639万6,000円でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議ください。

次に議案第3 4 号、平成2 0 年度上天草市老人保健医療特別会計予算。平成2 0 年度上天草市老人保健医療特別会計予算を別冊のとおり定めるものがございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第9 6 条第1 項第2 号の規定により議会の議決を経る必要があります。これが議案を提出する理由でございます。

予算書の2 4 6 ページをお願いします。議案第3 4 号、平成2 0 年度上天草市老人保健医療特別会計予算。平成2 0 年度上天草市の老人保健医療特別会計の予算は次に定めるものがございます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億441万8,000円と定めるものがございます。2 5 0 ページで説明をいたします。

歳入。1 0 款支払基金交付金3億5,336万6,000円。医療費交付金でございます。

1 5 款国庫支出金2億3,401万1,000円。医療費の国庫負担金でございます。

2 0 款県支出金5,848万5,000円。医療費の県負担金でございます。

2 5 款繰入金5,855万3,000円。一般会計からの繰入金でございます。

次に歳出を説明いたします。1 0 款医療諸費7億441万8,000円。医療給付費でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議ください。

次に議案第35号です。平成20年度上天草市診療所特別会計予算。平成20年度上天草市診療所特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。これが議案を提出する理由でございます。

別冊の254ページをお願いします。議案第35号、平成20年度上天草市診療所特別会計予算。平成20年度上天草市の診療所特別会計予算は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,821万6,000円と定めるものです。内容につきましては258ページで説明をいたします。

10款事業収入3,859万2,000円。これは診療収入でございます。

15款使用料及び手数料8万2,000円。

21款県支出金148万6,000円。地域医療支援金でございます。

25款繰入金1,674万5,000円は一般会計からの繰入金です。

35款諸収入131万1,000円です。

歳出を説明いたします。10款総務費5,795万8,000円。主に職員3人分の人件費と医薬品の購入費でございます。

15款公債費5万8,000円。

20款予備費20万円でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議ください。

次に議案第36号、平成20年度上天草市国民健康保険特別会計直営診療施設勘定予算。平成20年度上天草市国民健康保険特別会計直営診療施設勘定予算を別冊のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。これが議案を提出する理由でございます。

予算書の271ページをお願いします。議案第36号、平成20年度上天草市国民健康保険特別会計直営診療施設勘定予算。平成20年度上天草市の国民健康保険特別会計直営診療施設勘定予算は次に定めるものでございます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6,644万8,000円と定めるものでございます。275ページをお開きください。

歳入から説明いたします。10款診療収入5,413万6,000円。診療収入でございます。

15款繰入金1,196万2,000円。一般会計からの繰入金です。

20款諸収入35万円です。

歳出を説明いたします。10款総務費2,991万1,000円。主に職員の人件費でございます。

15款医業費3,226万5,000円。医薬品代です。

25款公債費377万円です。

30款予備費50万2,000円でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議ください。

次に議案第37号、平成20年度上天草市介護保険特別会計。平成20年度上天草市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。これが議案を提出する理由であります。

289ページをお願いします。議案第37号、平成20年度上天草市介護保険特別会計予算。平成20年度上天草市の介護保険特別会計予算は次に定めるものでございます。

第1条に定めています歳入歳出総額は歳入歳出それぞれ27億8,020万5,000円と定めるものでございます。294ページをお願いいたします。

歳入から説明いたします。歳入には介護保険給付費と介護予防事業に充てる財源として国、県、市の負担金と保険料支払基金の負担割合を計上しております。

10款保険料4億222万円。これは1号保険者の現年度分の保険料でございます。

15款使用料及び手数料2,247万5,000円。

20款国庫支出金7億2,456万4,000円。これは介護給付負担金としまして施設分を15%、居宅を20%相当分を計上しております。

25款支払基金交付金8億3,168万4,000円です。これは2号保険者の保険料相当分として計上いたしております。

30款県支出金4億2,068万5,000円。介護給付費と県負担金でございます。

45款繰入金3億7,857万7,000円。介護給付費の市負担分でございます。

歳出について説明を申し上げます。10款総務費5,612万7,000円。一般管理費と介護保険料の徴収に要するものでございます。

15款保険給付費26億7,594万9,000円。施設サービス費や居宅サービスの利用に対して支払う給付費でございます。

35款諸支出金50万円です。これは第1号保険者の保険料の還付金でございます。

45款地域支援事業4,762万9,000円。介護予防包括支援事業などを計上しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議ください。

○議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第38号を市民環境部長。

○市民環境部長（福田 富雄君） それでは議案の68ページをお願いしたいと思います。

議案第38号、平成20年度上天草市斎場特別会計予算。平成20年度上天草市斎場特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

提案理由。予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。これが議案を提出する理由であります。

予算書の308ページをお願いしたいと思います。平成20年度上天草市斎場特別会計の予算は次に定めるところによります。

歳入再出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,150万7,000円と定めるものです。次に内容につきましては次の313ページをお願いしたいと思います。

まず歳入から申し上げます。10款使用料及び手数料10項使用料10目斎場使用料596万7,000円。これは斎場使用料でございまして、市内420体、市外20体、計480体の15%減で計上しております。

15款財産収入10項財産運用収入10目利子及び配当金223万5,000円。これは斎場基金利子でございまして。

20款繰入金20項基金繰入金10目基金繰入金306万円。斎場基金繰入金でございまして。

続きまして314ページです。25款繰入金10項繰入金10目繰入金218万3,000円。これは前年度の繰入金でございまして。

30款諸収入15項雑入10目雑入6万2,000円でございます。

次に315ページをお願いします。歳出でございます。10款総務費10項総務管理費10目一般管理費1,077万2,000円。主なものにつきましては燃料費の271万5,000円。これは重油と灯油等でございまして。それから光熱水費、これにつきましては水道、電気、ガス代等でございまして。修繕費につきましては、20年度につきましては3号炉の修繕とその他の修繕を約100万円程度上げております。それから節12の役務費でございますけれども、浄化槽の管理委託料、手数料等でございまして。13、委託料508万8,000円。これにつきましては斎場管理委託料、二人分の経費を493万円程度上げております。

続きまして25款諸収入10項基金費10目斎場基金費23万5,000円。これは基金利子の積立金の利子でございまして。

30款予備費10項予備費10目50万円。

以上でございます。

○議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第39号を企画観光部長。

○企画観光部長（石炭 芳邦君） 議案書の69ページをお願いいたします。議案第39号、平成20年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予算。平成20年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予算を別冊のとおり定める。

提案理由でございますが、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございます。これが議案を提出する理由でございます。

予算書の317ページをお願いいたします。議案第39号、平成20年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予算でございます。平成20年度のメモリアルホールの予算でございますが、歳入歳出それぞれ3,526万2,000円を計上させていただきました。中身につきましては事項別明細書で御説明いたします。321ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、10款事業収入3,354万6,000円でございますが、これは入館料が主なものでございます。これまでの実績を考慮いたしまして計上をさせていただきました。

25款財産収入24万1,000円。売店の貸付収入を計上しております。

30 款諸収入147万5,000円。自動販売機の取り扱い手数料や電気料の収入でございます。

次に歳出でございます。10 款総務費でございますが、3,247万4,000円。これは職員の人件費または維持管理費として1,406万8,000円を計上しております。

15 款施設費としまして50万円を計上しております。

予備費といたしまして227万7,000円を計上し、歳入歳出の調整を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第40号から議案第41号まで、建設部長。

○建設部長（鬼塚 憲雄君） 議案書の70ページでございます。

議案第40号、平成20年度上天草市公共下水道事業特別会計予算です。平成20年度上天草市公共下水道事業特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

提案理由としまして、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございます。

別冊予算書の329ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億6,133万1,000円と定めるものでございます。333ページからの歳入歳出事項別明細書で説明をいたします。

昨年度と比較しまして7,396万9,000円の減額でございます。334ページをお願いいたします。

歳入の主なものとしまして、10 款国庫支出金4,000万円、15 款分担金及び負担金774万5,000円、20 款使用料及び手数料4,942万9,000円。335ページ、25 款繰入金2億6,693万3,000円、30 款市債9,600万円でございます。

336ページをお願いいたします。歳出でございますが、10 款公共下水道費10 目の下水道建設費1億1,442万4,000円。人件費と15 節工事請負費9,190万円、22 節補償及び補てん及び賠償金300万円が主なものでございまして、引き続き阿村地区の環境整備を進めてまいります。

338ページ、15 項下水道管理費10 目下水道総務管理費1,333万9,000円。人件費、報償費、台帳委託料が主なものでございます。339ページ、15 目処理場維持管理費5,605万6,000円、人件費、需用費の光熱費、それから340ページの処理場維持管理費委託料3,225万1,000円が主なものでございます。

20 目管路維持管理費として光熱費、委託料など365万円計上しております。

20 款公債費2億7,236万2,000円。地方債償還金の元金と利子分でございます。

25 款予備費としまして26万5,000円計上しております。

引き続きまして、議案集の71ページ。議案第41号、平成20年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算でございます。議案集の71ページです。平成20年度物揚場造成事業特別会計予算。平成20年度物揚場特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

提案理由としまして、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございます。

別冊予算書の350ページでございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,670万8,000円と定めるものでございます。この事業につきましては、旧松島町が昭和63年度から平成11年度まで阿村港改修事業と並行して物揚場を起債事業として整備されたのに伴いまして、起債の償還に充てる事業でございます。

353ページをお願いいたします。事項別明細書、歳入の1,670万8,000円は使用料354万9,000円と一般会計からの繰入金1,315万9,000円でございます。

歳出の1,670万8,000円は地方債償還金還付金1,347万4,000円と利子323万4,000円でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第42号を企画観光部長。

○企画観光部長（石炭 芳邦君） 議案書の72ページをお願いいたします。議案第42号、平成20年度上天草市地域開発事業特別会計予算。平成20年度上天草市地域開発事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

提案理由でございますが、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございます。これが議案を提出する理由でございます。

予算書の356ページをお願いします。議案第42号、平成20年度上天草市地域開発事業特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ711万円を計上させていただきました。次の359ページをお願いします。

まず歳入でございますが、10款繰入金で711万円でございます。これは一般会計からの繰入金でございます。

次に歳出でございますが、20款公債費で711万円。内訳は、元金700万円とその利子11万円でございます。今年度で償還も完了いたします。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第43号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（川下 伸一君） 議案第43号、平成20年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算。平成20年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。これが議案を提出する理由でございます。

362ページをお開きください。議案第43号、平成20年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算。平成20年度上天草市の後期高齢者医療特別会計は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出の予算の総額は歳入歳出それぞれ3億8,309万5,000円と定めるものでございます。

366ページをお開き下さい。歳入から説明いたします。10款後期高齢者医療保険料2億4,210万6,000円。現年度分の特別徴収と普通徴収の保険料でございます。

1 5 款使用料及び手数料1,000円。

2 0 款寄付金1,000円。

2 5 款繰入金1億3,574万1,000円。一般会計からの繰り入れ金でございます。

3 5 款諸収入524万6,000円。保険事業費でございます。

次に歳出です。1 0 款総務費48万3,000円。主に役務費などを計上しております。

1 5 款後期高齢者医療広域連合納付金3億7,737万円です。これは被保険者保険料と基盤安定負担金と診療委託金でございます。

2 0 款保険事業費524万2,000円でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議ください。

○議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案44号を水道局長。

○水道局長（鎌田 成朗君） 議案書の74ページをお願いいたします。

議案第44号、平成20年度上天草市水道事業会計予算。平成20年度上天草市水道事業会計予算を別冊のとおり定めるものであります。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。これが議案を提出する理由でございます。

別冊の水道関係の予算書をお願いいたします。まず1ページをお願いいたします。議案第44号、平成20年度上天草市水道事業会計予算。

第1条、平成20年度上天草市水道事業会計の予算は次に定めるところによるものであります。

第2条、業務の予定は次のとおりとする。給水件数1万1,950件。年間総給水量310万2,500立米。1日平均給水量8,500立米です。主要な建設改良事業で、配水管布設工事3,180万円、配水池取付道路工事2,000万円、湯島配水及び上水設備改良8,950万円です。

第3条、収益的収入及び支出について説明いたします。収入予算の主なものとしまして第1項、水道事業収益の総額で9億2,840万1,000円です。内訳としまして、1項営業収益で8億757万8,000円。これは主に水道料金です。2項営業外収益で1億2,081万2,000円。これは主に一般会計繰入金及び上天草宇城水道企業団の水道用水の宇土市への譲渡金です。

3項特別利益1,000万1,000円。

支出について説明いたします。第1款水道事業費用、総額で9億2,840万1,000円です。内訳としまして、1項営業費用7億9,316万8,000円。これは主に原水浄水費、それに配水及び給水費等です。

2項営業外費用1億2,503万2,000円。これは主に企業債の支払い利息です。

3項特別損失1,000万1,000円、4項予備費20万円です。

続いて2ページをお願いします。第4条、資本的収入及び支出について説明します。収入予算の主なものとしまして、第1款資本的収入3億8,450万円です。内訳としまして、1項企業債3億2,530万円、2項過疎債1,820万円、3項補助金3,750万円、4項負担金350万円です。

続きまして支出について説明いたします。第1款資本的支出総額6億4,510万3,000円です。内

訳としまして、1項建設改良費1億7,118万3,000円です。これは主に工事費です。2項企業最償還金4億5,896万8,000円、第3項過疎債償還金1,495万2,000円です。

資本的収入が資本的支出額に対して不足する額2億6,060万3,000円は、損益勘定留保金及び積立金等で補てんするものとするものであります。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利息、及び償還の方法は次のとおりと定めるものであります。起債の目的の企業債で配水設備改良事業限度額4億1,020万円。生活基盤近代化事業、限度額として1,820万円。企業債の借りかえ事業、限度額2億6,590万円。過疎債で生活基盤近代化事業、限度額1,820万円です。起債の方法として、証書借り入れで利息は3.5%以内で済むものであります。

3ページをお願いします。第6条、一時借り入れ金の限度額は1億円と定めるものであります。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり定めるものであります。

第1款水道事業費用第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失、第4項予備費。

第8条、次に掲げる経費についてはその経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならないということで、職員給与1億2,105万4,000円。2、公債費15万円。

第9条、他会計補助金。企業債の利息として一般会計から受ける金額は7,000万円です。

第10条、棚卸資産の購入限度額が1,500万円と定めるものであります。

以上で予算の説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第45号を病院事務長。

○上天草総合病院事務長（松本 精史君） 75ページをお願いいたします。議案第45号、平成20年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算。平成20年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしまして、地方自治法第96条第1項第2号の規定によりまして議会の議決を経る必要があります。これが議案を提出する理由でございます。

別冊の予算書2ページをお願いいたします。

第1条、平成20年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算は次に定めるところによるものでございます。

第2条、業務の予定量といたしまして、病院事業のほうでは病床数195床、そのうち療養病床が46床で前年と同数でございます。年間患者数では、入院予定を6万7,525名、病床量率94.9%を見込んでおります。外来予定患者数といたしまして、医科のほうで11万1,780人。歯科で5,832人を予定しております。1日平均患者数に換算いたしますと、入院の方で185人、外来で医科460人、歯科240人を予定しております。

主な建設改良工事といたしまして、医療器具及び備品購入費といたしまして1億2,476万4,000円、前年度と比較しまして5,738万6,000円の増額となっております。大幅に増加いたしました理

由といたしましては、オーダーリングシステムの入れかえに伴いますオーダーリングシステム本体と関連機器約1億円を見込んでおります影響でございます。

その他附属施設の業務予定量といたしまして、看護学校で学生数定員が1学年40名で合計120名、健康管理センターで住民健診受診者数1万8,961人、人間ドック数80件、事業者健診受診者600人と見込んでおります。訪問看護ステーションでは保険医療対象者792人、介護保険対象者936人、合計で1,728人を見込んでおります。介護老人保健施設では、入所者数1万7,885人、1日平均で49人でございます。利用率に換算しますと98%の見込みでございます。通所者数6,864人、1日平均当たり22人の利用を見込んでおります。これは昨年度と同数でございます。居宅介護支援センターでは、介護計画数556件を見込んでおります。

次に3ページをお願いいたします。第3条収益的収入及び支出につきまして御説明いたします。

収入でございます。第1款病院事業収益33億7,115万2,000円。前年に比べますと1.1%、金額にいたしまして3,648万5,000円の増額となっております。内訳といたしまして、第1項事業収益26億6,361万円でございます。前年比較いたしまして1.8%で4,757万9,000円の増額でございます。第2項医業外収益1億9,228万7,000円でございます。第3項特別利益101万円、第4項看護学校収益1億26万4,000円。第5項健康管理センター収益1億508万円。第6項訪問看護ステーション収益1,639万8,000円。第7項介護老人保健施設収益2億8,068万5,000円。第8項在宅介護支援センター収益580万4,000円。第9項居宅介護支援センター収益601万4,000円でございます。

次に支出でございます。病院事業費用33億7,115万2,000円、前年と比較しまして0.3%の増加でございます。金額に直しますと936万4,000円の増額となっております。内訳といたしまして、第1項医業費用26億8,696万5,000円。第2項医業外費用1億4,982万1,000円。第3項特別損失280万円。第4項看護学校費用1億31万1,000円。第5項健康管理センター費用1億527万2,000円。第6項訪問看護ステーション費用1,685万7,000円。二つ項が抜けております、済みません。第7項介護老人保健施設費用2億7,487万7,000円でございます。第8項でございます、これも抜けておりました申しわけございません。在宅介護支援センター費用1,024万2,000円でございます。繰り返して申し上げます。7と8が抜けておりました追加をお願いいたします、申しわけございません。第7項介護老人保健施設費用2億7,487万7,000円でございます。第8項在宅介護支援センター費用1,024万2,000円でございます。第9項から印刷のとおり戻りまして、居宅介護支援センター費用1,150万1,000円でございます。第10項予備費1,250万6,000円でございます。

次の4ページをお願いいたします。資本的収入及び支出について御説明いたします。収入の方でございます。第1款資本的収入16億5,858万8,000円。前年と比較いたしますと公的資金補償金免除繰上償還分によりまして大幅に増加しております。内訳といたしまして、第1項企業債15億5,982万3,000円、前年度と比較いたしますと15億2,942万3,000円の増額となっております。

予算書の51ページのほう、お開きくださいませ。第2項第2節でございます。公的資金補償金免除繰上償還分という欄でございます。平成2年度企業債残高7.3%となっております、

6.6%の借りかえの分でございます。

また元に戻りまして4ページをお願いいたします。補助金でございます。第2項補助金1,026万4,000円。第3項出資金8,840万1,000円。第4項固定資産売却代金10万円でございます。

次は支出のほうでございます。第1款資本的支出17億5,756万6,000円、前年度と比較しますと15億2,323万円の増額となっております。これも先ほど申し上げました繰り上げ償還に係る借りかえ債でございます。

第1項建設改良費1億2,476万4,000円、前年度に比べましてこれも増加しております。先ほどのと同じくオーダリングシステムの入れかえに伴います本体関連機器等の約1億円を見込んでおります影響でございます。

第2項企業債償還金16億2,704万2,000円。

第3項投資576万円でございます。

次に第5条企業債の項目でございます。企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございます。内容は記載のとおりでございます。

次の5ページをお願いいたします。第6条一時借り入れ金の限度額は10億円と定めるものでございます。これも昨年度と同額でございます。

第7条、各項間における給与費の流用を定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければそれ以外の経費に流用することのできない経費といたしまして、給与費21億2,089万2,000円、公債費120万円を計上させていただいております。

第9条棚卸資産の購入限度額は3億7,263万9,000円と定めております。

以降、附属書類、参考書類を添付しておりますので御審議のほどよろしくをお願いいたします。大変失礼いたしました。これで説明を終わらせていただきます。

○議長（渡辺 稔夫君） 議案第46号から議案第53号まで、総務部長。

○総務部長（川本 一夫君） 議案の第76ページをお願いいたします。

議案第46号、天草広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更について説明いたします。地方自治法第291条の規定によりまして、事務を変更し、連合規約の一部を次のとおり変更いたします。説明資料の55ページをお願いいたします。

55ページ中で、第4条第4号中、上天草市に係る事務をのぞくを天草市に係る事務に限るに改めます。

次に説明資料56ページでございます。同条別表中の表の対象市町村欄中、及び苓北町を削ります。

次に説明資料57ページでございます。天草広域連合規約の一部を次のように変更します。第4条中第4号を削り、第5号を4号とし、第6号から10号までを1号ずつ繰り上げます。

説明資料58ページをお願いいたします。第5条中第4号を削り、第6号から10号までをを1号ずつ繰り上げます。

次に別表中第2号を削り、3号を2号とし、以下順次繰り上げます。

次に議案の76ページの附則をお願いいたします。施行期日は平成20年4月1日としますが、2条のみを8月1日から施行とします。その経過措置といたしまして、2号、発生する芥北町の電子計算事務の共同処理の消滅に係る残務は、平成20年7月31日までは天草広域連合で行います。3号、20年4月1日から7月31日までの経費は天草市及び芥北町が負担し、変更前の広域連合規約の既定による負担割合を適用し、算出した額といたします。

提案の理由は、規約を変更しようとするときは地方自治法291条の規定によりまして議会の議決を経る必要がございます。これが提出する理由でございます。

次に議案の78ページをお願いいたします。議案第47号、あらたに生じた土地の確認について説明いたします。

上天草市の区域内の公有水面埋め立てにより、新たに次に掲げる土地を生じたため、地方自治法9条の5第1項の規定により確認するものとします。位置図は説明資料の59と60ページにございますが、議案に沿って説明させていただきます。

まず1工区、松島町阿村字先辺5191の3から字安造5440の1に隣接する道路地先並びに字先辺5199の2に隣接する無番地地先公有水面埋め立て765.96平方メートル。それと次に2工区でございます。松島町阿村字安造5440の7から5442の2に隣接する道路地先並びに5442の11地先公有水面埋め立て146.18平方メートルでございます。

理由は、上天草市の区域内にあらたに生じた土地を確認するには、地方自治法9条の5第1項の規定により議会の議決を経る必要がございます。これが提出する理由であります。

次に議案の79ページをお願いいたします。議案第48号、字の区域の変更について説明いたします。

埋め立てによりあらたに次に掲げる土地を生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により字の区域を次のとおり変更いたします。区域について前議案と同じでございますので省略させていただきます。編入する字のみ説明いたします。1工区は松島町阿村字先辺、2工区は字安造でございます。

提案の理由は、区域内の字区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を経る必要がございます。これが提出する理由であります。

次に議案の80ページをお願いいたします。議案第49号、あらたに生じた土地の確認について説明いたします。

区域内の公有水面埋め立てによりまして新たに次に掲げる土地を生じたため、地方自治法9条の5第1項の規定により確認するものとします。位置図は説明資料の61と62ページにございますが、議案に沿って説明させていただきます。

箇所は姫戸町姫浦字小浦550の2から字小崎482及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路地先並びに字小崎472の2地先公有水面埋め立て地8784.59平方メートルです。

提案の理由は、先ほども述べましたとおりでございますのでよろしくをお願いいたします。

次に議案の81ページをお願いいたします。第50号、字の区域の変更について説明いたしま

す。

前条の土地が生じたので、同じく地方自治法よりまして次のとおり変更させていただきます。区域について49号と同じでございますので省略させていただきます。編入する字のみ説明いたします。編入する字は姫戸町姫浦字小浦でございます。

提案の理由につきましても先ほどの条文と同じでございますのでよろしくお願いいたします。

次に議案の84ページをお願いいたします。第51号、湯島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について説明いたします。

1 辺地の概要。(1) 辺地を構成する町または字の名称、上天草市大矢野町湯島字小白洲から途中省略しまして千場までの区域でございます。地域の中心の位置は同じく湯島字西ノ浜603番地、人口が445人、面積が0.52平方キロメートル、辺地の点数が127点。2番で必要とする事情を説明いたします。本地域は大矢野島より西方8キロメートルの有明海上に位置し、面積0.52、周囲6.5キロの離島でございます。交通機関は大矢野町の江樋戸と三角から定期船によります。産業は漁業で、タイの1本釣り、主に延縄や遊漁船などが営まれております。簡易水道は昭和44年に認可を受けておりますが、飲用水供給に重要な施設として管理してきましたが、VP管使用のために漏水が頻繁に発生しております。離島であるために復旧作業に時間を要し、住民に支障を来しております。さらに使用年数が37年経過し、融水率も低下し、長期的観点からHIVP管に変更し、布設がえが必要でございます。

次に3番、公共的施設の整備計画。これは平成20年度から24年度までの5年間です。区分、財源等につきましては表をごらんいただきます。

事業費は1億2,100万円。財源は特定で8,090万円、一般で4,010万円、そのうちの辺地対策事業債が3,990万円となっております。

提案の理由は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定によりまして議会の議決を経る必要がございます。これが議案を提出する理由であります。

次に議案の84ページをお願いいたします。第52号、星平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定でございます。

1 現地の概要、辺地を構成する町または字の名称は、松島町教良木字小田から省略させていただきますして荷掛石までの区域でございます。中心の位置は教良木字釜531番地1、人口は152人、面積は4.4平方キロ、辺地の点数は118点。

2 番の必要とする事情を説明いたします。本地域は松島町南端に位置しまして、松島町教良木の中心から約5キロ離れております。交通機関はバス通で、学校、医療機関、市役所に行くにも非常に不便であります。産業は兼業農家が多い状況でございます。現在の進められております上島中央農道事業によりまして、流通市場の広がりや農産物の規格化と地域産業経済の発展と環境整備にあわせた生活環境の改善向上と定住が促進されます。各機関への往来が容易となります。

3 番、整備計画でございますが、平成20年から24年度までの5年間。財源等につきましては

は同じく表をごらんください。事業主体は熊本県です。事業費1,674万4,000円。財源は一般で1,674万4,000円。そのうち辺地対策事業債が1,660万円となっております。

提案の理由は先ほどの湯島と同じでございますのでよろしくお願いいたします。

次に議案の86ページをお願いいたします。議案第53号、和解及び損害賠償の決定についてを説明いたします。

議案に沿って説明いたします。平成19年3月27日、一般競争入札により売却した公用車の欠陥に伴う紛争に関し、次の者と上天草市の間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することといたします。和解の相手方、上天草市大矢野町中7099番地1、濱田桃子。損害賠償の額30万円。和解事項といたしまして、当事者双方は今後本件に関して裁判上または裁判外において一切の異議及び請求の申し立てをしないこと。

提案の理由は、和解及び損害賠償の額を決定するには地方自治法第96条第1項第12号の規定及び第13号の規定により議会の議決を経る必要がございます。これが議案を提出する理由でございます。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第54号を建設部長。

○建設部長（鬼塚 憲雄君） 議案書の87ページでございます。

議案第54号、市道路線の認定について。道路法第8条第1項の規定に基づき、次の路線の認定を提案するものでございます。次の2路線でございます。

路線番号4246、龍ヶ岳町高戸、路線名上脇団地1号線、延長120メートル。同じく上脇団地2号線、40メートルでございます。国土改良の住宅団地の移転に伴いまして用地造成を行う必要がありますが、その団地までの道路が市道の認定が必要で提案するものでございます。

提案理由といたしまして、市道の路線認定については道路法第8条第2項の規定より議会の議決を経る必要がありこの議案を提出するものでございます。なお、議案説明資料の63ページに図面をつけておりますのでごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

日程第59 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（渡辺 稔夫君） 日程第59、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

諮問第1号について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） お疲れ様でございます。諮問の第1号でございます。議案の88ページをお開きいただきたいと思います。

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員候補

者として推薦したいので、議会の御意見を求めるものでございます。

住所、上天草市龍ヶ岳町樋島274番地。氏名、江郷國紘。生年月日、昭和20年3月24日。

提案理由としましては、人権擁護委員の候補者を推薦する場合は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を聞く必要がございます。これがこの議案を提出する理由です。どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

○議長（渡辺 稔夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

諮問第1号について質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 質疑がなければこれより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 討論がありませんのでこれをもって討論を終了いたします。

諮問第1号を採決いたします。

本件は市長提案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺 稔夫君） 起立多数であります。

よって、本件は市長提案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第60 発議第1号 上天草市議会議長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡辺 稔夫君） 日程第60、発議第1号、上天草市議会議長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

12番、堀江君。

○12番（堀江 隆臣君） 発議第1号、上天草市議会議長等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。上記の議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

内容といたしましては、上天草市議会議長等の期末手当の特例に関する条例の一部を次のように改正する。100分の5を100分の10に改める。

附則として、この条例は平成20年4月1日から施行する。

提案理由といたしましては、議員の期末手当をさらに削減し、議会として自主的に市の財政再建に資するためとするものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（渡辺 稔夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

発議第1号について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 質疑がなければこれより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 討論がありませんのでこれをもって討論を終了いたします。

発議第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第61 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙

○議長（渡辺 稔夫君） 日程第61、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙を行います。

熊本県後期高齢者医療広域連合、以下広域連合と言う、は本市を初め県内全市町村で構成し、平成20年から4月から施行される後期高齢者医療制度の運営主体となる特別地方公共団体です。広域連合は平成19年2月1日に設置されました。広域連合議会議員の定数は32人となっています。県内市町村の長及び議員のうちから市長区分8人、市議会議員区分8人、町村議会議員区分8人から構成されています。今回、市議会議員に一人の欠員が生じたため、候補者受付の告示を行い、届出を締め切ったところ二人の候補者がありましたので、初めての広域連合議会議員の選挙、投票となります。この選挙は広域連合規約第8条の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

そこでお諮りしますが、選挙結果については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（渡辺 稔夫君） ただいまの出席議員は24人です。

次に立会人を示します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に高橋君、小西君並び

に島田君を指名します。

候補者名簿をお配りします。

[候補者名簿配付]

○議長（渡辺 稔夫君） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票用紙をお配りします。

投票は単記無記名です。名前を書いてください。

[投票用紙配付]

○議長（渡辺 稔夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

[投票箱点検]

○議長（渡辺 稔夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の指名を記載の上、議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（村田 一安君） それでは、議席1番から投票をお願いします。まず1番、高橋議員。2番、小西議員。3番、島田議員。4番、新宅議員。5番、川口議員。6番、田中万里議員。7番、塩田議員。8番、山口議員。9番、北垣議員。10番、東川議員。11番、園田議員。12番、堀江議員。13番、佐藤議員。14番、窪田議員。15番、田中豊八議員。16番、津留議員。17番、瀬崎議員。18番、寄口議員。20番、渡辺勝也議員。21番、田中勝毅議員。22番、藤川議員。23番、山崎議員。24番、猪塚議員。最後、議長です。

○議長（渡辺 稔夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。高橋君、小西君並びに島田君、開票の立ち合いをお願いします。

[開票]

○議長（渡辺 稔夫君） 選挙の結果を報告します。投票総数24票、有効投票24票、無効投票0票。有効投票のうち、渡辺俊雄議員18票、益田牧子議員6票、以上のおりです。

議場の入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（渡辺 稔夫君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

あす5日は議案研究のため休会し、次の本会議は6日午前10時から質疑の予定となっております。

質疑の希望者は、本日午後5時までに通告書を御提出くださいますようお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 4時00分